

早稲田大学比較法研究所  
オンライン・フォーラム・シリーズ

韓国における民事電子訴訟の成果と展望  
-規範的側面を中心に-

Outcomes and Prospects of Civil Electronic Litigation  
- Focusing on the normative aspect-

著：全 旻在（成均館大学法学専門大学院教授） CHON, Huy Jae  
訳：金 炳学（早稲田大学比較法研究所招聘研究員） KIM, Byonghak

No. 2021-1

2021年11月



〒169-8050  
東京都新宿区西早稲田 1-6-1  
早稲田大学比較法研究所

# 韓国における民事電子訴訟の成果と展望

## -規範的側面を中心に-

### Outcomes and Prospects of Civil Electronic Litigation - Focusing on the normative aspect -

全侏在\*著

金炳学\*\*訳

#### 【目次】

- |                            |  |
|----------------------------|--|
| I. はじめに                    | 1. 日本の「民事訴訟法等の改正に関する中間試案」の電子訴訟に基づくfast-track |
| II. 電子訴訟を中心とした民事訴訟法体系の改革   | 2. 制度的な改善方案                                  |
| 1. 韓国の状況                   | VI. 遠隔映像裁判の活性化                               |
| 2. 韓国以外の状況                 | 1. 韓国の状況                                     |
| 3. 制度的な改善方案                | 2. 韓国以外の状況                                   |
| III. 電子文書及び電子証拠関連法令の統一的规定  | 3. 制度的な改善方案                                  |
| 1. 現行電子文書及び電子証拠関連法令の規定と問題点 | VII. オンライン紛争解決(ODR)制度の導入                     |
| 2. 制度的な改善方案                | 1. 「オンライン紛争解決(ODR)」の意味と特徴                    |
| IV. 電子訴訟義務利用者の範囲拡大         | 2. 韓国以外の状況                                   |
| 1. 韓国の状況                   | 3. 制度的な改善方案                                  |
| 2. 韓国以外の状況                 | VIII. AI(人工知能)の常用化に対する備え                     |
| 3. 制度的な改善方案                | 1. 電子訴訟システムにおけるAI導入の可能性                      |
| V. 電子訴訟に基づいたfast-trackの導入  | 2. 制度的な備えの方案                                 |
|                            | IX. むすび                                      |

---

\* 成均館大学法学専門大学院教授・司法政策研究院招聘研究委員

\*\* 福島大学行政政策学類准教授・早稲田大学比較法研究所招聘研究員

## I. はじめに

2010年3月24日法律10183号として「民事訴訟等における電子文書利用等に関する法律」(以下、「民訴電子文書法」)が制定・公布され韓国において電子訴訟に関する法律がはじめて立法化された。しかし、電子訴訟は一般的な訴訟関連法規とは異なり、法令の施行によって直ちに実行されるのではなく、電子訴訟制度の運用を可能にするシステムが用意されてこそ、はじめて実効的に実施されることができ特徴を有する。すなわち、コンピュータ及びサーバー等電子情報の入力及び保存手段を基礎としてネットワーク通信伝送技術、音声・映像の処理技術、高画質のディスプレイ等のハードウェア設備が取り揃われなければならないのみならず、複雑な訴訟手続を電子的に完璧に実現することが可能なソフトウェア技術が必要となる。電子訴訟の実施には先進的なソフトウェア技術と安定したハードウェア設備が結びついた電子訴訟システム<sup>1</sup>の実現が必須要素となる。

そして、上記法附則1項では、電子訴訟システムの段階的実現を想定して、「法を公布した日から5年を越えない範囲において民事訴訟、家事訴訟、行政訴訟、特許訴訟、民事執行事件、倒産事件、非訟事件別に大法院(韓国の最高裁判所)規則において適用時期を別に定めることができる」と規定し、これによって制定された「民事訴訟等における電子文書利用等に関する規則」(以下、「民訴電子文書規則」)別表2に定めたところにより2010.4.26.特許訴訟、2011.5.2.民事訴訟、2013.1.21.人事訴訟と行政訴訟、2013.9.16.保全処分、2014.4.28.倒産事件、2015.3.23.民事執行及び非訟事件の順に電子訴訟システムが次々開通し、現在は刑事訴訟を除いた裁判所のすべての手続において電子訴訟が施行されている<sup>2</sup>。

2021年となる今年、電子訴訟の大宗を成し遂げる民事電子訴訟が始まって10

---

<sup>1</sup> 「民事訴訟等における電子文書利用等に関する規則」第2条第1号が「電子訴訟システム」について定義している。これによれば「電子訴訟システム」とは、「法院行政処が民事訴訟等に必要電子文書を作成・提出・送達し又は管理することができるようにハードウェア・ソフトウェア・データベース・ネットワーク・セキュリティー要素等を結合させて構築・運営する電算情報処理システムによって民訴電子文書法第2条第2号により指定されたもの」を意味する。

<sup>2</sup> 2021. 9. 28.に国会において、「刑事司法手続における電子文書利用等に関する法律」制定案が可決された。

年となる年である。電子訴訟が初めて導入されたのは2010.4.始まった特許訴訟であったが、特許電子訴訟施行直前である2009年特許法院(韓国の知的財産高等裁判所)第一審受付事件数が983件であったのに比べて、民事電子訴訟施行直前である2010年全国民事第一審受付事件数は98万件を越えており、事件数でだけ比較しても1,000倍程になる計算となり<sup>3</sup>、単一裁判所でない全国裁判所の本庁と支部において同時に開始されたので、裁判を受ける国民の立場からも、また裁判を担当する裁判所の立場からも、2011.5.民事電子訴訟の施行は伝統的な訴訟の領域にICT技術が有機的に融合する、新しい時代の到来を知らせる巨大な信号弾であった。

過去10年間の電子訴訟は、旧韓末に近代司法制度が導入されて以降維持されてきた韓国の民事訴訟の様相を画期的に変化させた。電子訴訟は紙媒体記録を基盤とした伝統的訴訟方式から脱離し記録の電子化(e-filing)、事件管理の電子化(e-case management)、法廷の電子化(e-courtroom)を企図することによって<sup>4</sup>、国民の司法サービスに対するアクセス権を強化し、裁判手続を迅速且つ効率的に変化させ透明性を向上することを目指した。

具体的に、裁判の需要者である国民の立場からはオンラインが連結される所ならばいつでも24時間訴訟書類を提出したり電子記録を閲覧・プリントアウトすることができるようになったし、電子訴訟ホームページを通じて訴訟の進行経過と現況をリアルタイムで把握することができるようになった。また、提出書類を電子的に送達することによって郵便送達に比べて送達期間が画期的に短縮されて、送達料等、裁判に必要とされる費用も減少している。

裁判所の立場からみると、提出された訴訟書類と調書、裁判書等を集めて記録を製造して、その記録を総合受付→民事課→裁判官室→法廷等へ次々移動する苦勞がなくなったし、事件の移送や上訴時にも記録の郵便送付等の複雑な手続がなくなり、クリックひとつで電子記録を伝送することができるようになった。また、裁判所構成員であればいつでも同時に電子記録を閲覧することができることとなり、紙媒体記録一冊に依存した時間的・空間的限界が消滅し、新型コロナ禍の

---

<sup>3</sup> 咸允植, “전자소송 관련 법령의 주요 내용과 쟁점”, 법조 655호(2011. 4.), 법조협회, 296면.

<sup>4</sup> 吳旻錫, “전자소송의 현황과 미래”, 민사소송(21권 2호), 한국민사소송법학회(2017), 9면.

ような非常事態が発生したときも在宅勤務をはじめとするスマートワークを可能とする基盤となった。一方、コンピュータとスクリーン、ビームプロジェクターが設置された電子法廷が一般化され、法廷において大型画面を通じて裁判所と当事者がともに、建築事件で問題となっている工事現場の現況を見て欠陥の有無を確認し、ドライブレコーダーに録画された交通事故動画をみてどちら側の過失がより大きいのかを計測し、当事者間で為された口頭約定の状況が録音された音声ファイルを聞いて確認する等の過去には想像すらできなかった裁判所と当事者が証拠をリアルタイムで共有して生き生きとした口頭弁論を繰り広げることができ、物的環境が造成された。

電子訴訟を始めて期待した民事訴訟手続の効率化・透明化と国民の便益増進という目標の達成は、電子訴訟利用率の統計を通じても見極められている。年度別司法年鑑を通じて確認される統計によれば、民事電子訴訟開始翌年である2012年には電子訴訟システムを通じて受け付けられた電子訴訟事件数が合議事件17.9%、単独事件20.3%、少額事件46.0%であったが、2016年には合議事件67.3%、単独事件49.6%、少額事件69.5%へと大幅に上昇し、2019年には合議事件80.3%、単独事件87.2%、少額事件80.4%に達してあらゆる事物管轄において電子訴訟事件が占める割合が80%を上回る事となった。民事本案事件5件中少なくとも4件は電子訴訟システムを通じて受付、処理されていることになる。このような電子訴訟利用率の飛躍的な増加は電子訴訟開始当時設定した目標が成功裡に達成されていることを間接的にあらわしているといえる。実際に電子訴訟利用者を対象に、電子訴訟を利用する理由を質問調査した結果、「訴訟書類の受付及び送達時間の節約」を選んだ割合が81.2%、「訴訟費用の削減」を選んだ割合が35.5%、「弁論の効率的進行」を選んだ割合が25.7%であったこと<sup>5</sup>、これは当初図った電子訴訟の目的が実現されていることを示している。過去10年間民事電子訴訟の成功的な安着は、国内指標のみならず国際機構の評価によっても確認される。世界銀行(World Bank)が毎年発刊する『企業環境評価報告書』(Doing Business)には、「契約紛争解決」

---

<sup>5</sup> 스마트법원 4.0 사업설명자료, 법원행정처(2017), 22면. 複数回答を許容した結果である。

(Enforcing Contracts)項目があり全世界190余ヶ国の民事司法手続の迅速性・効率性・透明性を評価しているが、2011年に5位であった韓国の順位が民事電子訴訟の施行直後である2012年には2位に上昇し、2017年には1位を占めたし、つい最近出された2019年度評価でも2位を維持している(1位はシンガポール)<sup>6</sup>。このような順位上昇の主な原因として、世界銀行は電子訴訟施行による民事訴訟手続における透明性と効率性向上を挙げている<sup>7</sup>。

上記のような国内外の好評に安住せず、韓国大法院は2016年に次世代裁判事務及び電子訴訟システム開発のための裁判事務システム診断及び改善BPR(Business Process Re-engineering)/ISP(Information Strategy Planning)事業、2018年ビッグデータ基盤知能型次世代電子訴訟システム構築に対する予備妥当性調査を経て、2024年完成を予定して2020年から「次世代電子訴訟システム構築事業」を開始し現に進めている。この事業は、電子訴訟利用者である国民の便宜増進、電子訴訟システムの非計画的開発による複雑で重複的な業務環境からの脱皮、老朽化されたシステムによる運営非効率の除去を目指したものであり<sup>8</sup>、事業完了時にビッグデータ、AIを中心にする現在の姿を換骨奪胎した新しいバージョンの電子訴訟システムが導入されると見込まれている。

前述のように、電子訴訟はシステムと制度を両翼とすることであるため、次世代電子訴訟システムが開発中である現時点において韓国の電子訴訟制度を規律する法令は十分に整備された状態にあるのか、今後大幅にアップグレードされたシステムに符合するように制度的改善が必要な部分は何かということ点を点検してみるのとはとても重要な作業であると考えられる。本稿では、このような問題意識に即して、外国の電子訴訟関連法例と国内外学界の成果を基礎として規範的・制度的側面から韓国の電子訴訟の発展方向に関して論じようと考えている。以下では、民事訴訟法をはじめとして電子訴訟関連法令の整備が必要な部分をまず扱い(Ⅱ～Ⅴ)、続いて新しいICT環境の変化にともなう制度的改善が必要な部分を考察する

---

<sup>6</sup> <https://www.doingbusiness.org/en/data>(2021. 8. 9. 最終確認).

<sup>7</sup> “Doing Business 2016: Measuring Regulatory Quality and Efficiency”, World Bank(2015), pp 95-96.

<sup>8</sup> “차세대 전자소송 시스템 구축사업 착수보고”, 차세대 전자소송 추진단(2020), 1면.

(VI～VIII)。

## II. 電子訴訟を中心とした民事訴訟法体系の変革

### 1. 韓国の状況

韓国電子訴訟の根拠法律は2010.3.24.制定・公布された民訴電子文書法である。同法は、全16条から構成されており、その主な内容をみると、まず同法の適用範囲として民事訴訟法をはじめとする個別根拠法律を列挙して明示している(第3条)。また、電子訴訟に対する同意と電子的送達を一体化させて電子文書による手続進行に同意した者には電子的送達を実施することとし(第11条第1項第1号、第2号)、その者には必ず電子文書をして書類を提出せしめるようにしている(第8条本文)。ただし、システムに障害がある場合などには、ハードコピー 提出や紙媒体送達を可能にしている(第8条ただし書き、第12条第1項第3号)。また、電子的送達は電子文書をシステムに登載してその事実について送達を受ける者に電子的に通知する方法によるものの、仮に、その登載事実を通知した日から1週間以内に送達を受ける者が確認しなかった場合には、1週間が過ぎた日に送達されたものと見做した(第11条第3項、第4項)。しかし、システム障害によって電子文書を確認できなかった期間は送達見做し期間から除外した(第11条第5項)。一方、ハードコピー を電子文書に変換したり、電子文書をハードコピー に変換するときには、正確性を担保しうる技術的措置を講じるようにし(第10条第4項、第12条第3項)、合わせて電子文書に対する証拠調べ手続を規定している(第13条)。また、訴訟費用納付を電子的な方法によることとし(第15条第1項)、同法に規定された事項以外に必要な事項に関しては大法院規則が定めるように委任している(第16条)。法制定当時の附則においては同法は公布した日から施行するものの、公布した日から5年を越えない範囲において第3条に定めた各法律による手続別に大法院規則で適用時期を別に定めるようにした。

同法の委任によって制定された大法院規則である民訴電子文書規則においては上記法において委任した事項をはじめとして電子訴訟の運用のための細部的事項に対して規定する一方、各手続別電子訴訟施行時期を法定し、これにより2010.4.26.特許訴訟、2011.5.2.民事訴訟、2013.1.21.人事訴訟と行政訴訟、2013.9.16.保全

処分、2014.4.28.倒産事件、2015.3.23.民事執行及び非訟事件の順に電子訴訟が開始された。一方、法制定以後「督促手続における電子文書利用等に関する法律」を廃止し、督促手続にも上記法が適用されるようにする旨の2014.5.20.付改正と公認証明書廃止により公認電子署名を電子署名に変更する旨の2020.6.9.付改正がなされたが、その他には制定当時の民訴電子文書法の骨子がほとんどそのまま維持されている。

## 2. 韓国以外の状況

韓国は電子訴訟制度の根拠法律を制定して民事手続に関する基本法である民事訴訟法はそのままして、先述のとおり電子訴訟のみを規律する特別法を制定する方法を採用した。しかし、このような在り方は韓国より先んじて電子訴訟を施行し又は現在の施行を準備中である主要国家らと比較してみると、きわめて異例的である。

韓国が電子訴訟制度の立法及びシステムを準備している当時、先に電子訴訟を成功裡に施行して韓国のモデルとなった国家は米国とシンガポールである。

米国の場合には、連邦民事訴訟規則(Federal Rules of Civil Procedure、以下、「FRCP」)が電子訴訟に関して規律している。すなわち、各裁判所がそれぞれの規則(local rule)により、電子ファイリングを施行できるということ[FRCP §5(d)(3)]と当事者の書面同意があれば電子メールによる送達を実施できるということ[FRCP §5(b)(2)(E)]、裁判における送達も電子送達ができるということ[FRCP §77(d)(1)]、電子メールによる送達を受けた者には期間遵守と関連して3日の付加期間を与えるということ[FRCP §6(d)]等が規定されている。その他に電子訴訟に関する詳細な規律は、連邦裁判所や州裁判所においても自主的に設けた裁判所規則(local rule)によるが、電子訴訟の中核を成す電子文書提出と電子的送達に対しては基本規範といえる連邦民事訴訟規則に根拠を置いている。

英国法を継受したシンガポールの場合には、事実上、民事訴訟法に該当する‘Rules of Court’のOrder 63A ‘Electronic filing service’に電子訴訟と関連して16個の比較的詳細な条文を置いている。この中で重要なのは、電子文書提出に関する§8と訴訟書類の電子的送達に関する§12である。

大陸法系であるドイツと日本は、未だ電子訴訟システムを完成しておらず電子

訴訟を施行しているとみることが難しいが、ドイツは数回にもわたり民事訴訟法(Zivilprozessrecht、以下、「ZPO」)改正を通じて電子訴訟に関してほとんど完備した条項を備えるに至ったし、日本も従来民事訴訟法に電子訴訟に関連した一部条項があったが最近本格的に電子訴訟施行を推進して法務省を中心に大規模な民事訴訟法改正作業を進めている。

ドイツZPOには、電子文書の提出に関する§130a、判決書・弁論調書等裁判所作成の電子文書に関する§130b、弁護士及び公法人の電子文書提出を義務化する§130d<sup>9</sup>、電子文書の送達に関する§174(3)・(4)、訴訟記録の電子的作成に関する§298a<sup>10</sup>、電子記録の閲覧に関する§299(3)、電子記録の保管に関する§299a、電子文書の証明力に関する§371aなどが明文化されていて、裁判所の職権又は当事者等の申立てによる遠隔映像裁判実施に関する§128aも立法化されている。

日本は、2004年民事訴訟法改正において電子文書を訴訟書類として提出することができるようにしたが(第132条の10)、裁判所が電子文書をプリントアウトして訴訟記録にすることと定めているので(第132条の10第5項)、完全な形態での電子訴訟を施行してはいない。しかし、2021.2.日本の法務省は「民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する中間試案」を採用して、これを公表したところ<sup>11</sup>、上記中間試案に電子文書提出にともなう訴訟記録の電子化をはじめとして電子的送達、電子記録の閲覧、印紙及び送達料の電子的納付、弁論期日・弁論準備期日・和解期日・検証期日等の遠隔映像及び音声送受信による実施、証人尋問・鑑定人尋問・専門委員陳述の遠隔映像及び音声送受信による実施、電子判決書の原本化、電子情報の書証見做し等を含ませることによって、電子訴訟施行のための民事訴訟法の大規

---

<sup>9</sup> ただし、この規定は2013. 10. 10.に裁判所との電子的法的交流の促進のための法律(Gesetz zur Förderung des elektronischen Rechtsverkehrs mit den Gerichten) §26(7)によって、2022. 1. 1.から施行される。

<sup>10</sup> 現在は、電子文書を提出されても裁判所が訴訟記録を電子的に作成することができ、電子文書をプリントアウトして紙媒体記録を製造することもできる。訴訟記録の電子化が義務化される時点は、ZPO §298a(1a)において2026. 1. 1.と法定されている。

<sup>11</sup> 法制審議会民事訴訟法(IT化関係)部会「民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する中間試案」、法務省(2021. 2. 19.)、[http://www.moj.go.jp/shingi1/minji07\\_00178.html](http://www.moj.go.jp/shingi1/minji07_00178.html) (最終確認2021. 8. 13)。

模改正を遠くない期間内に断行するものとみられている。

### 3. 制度的な改善方案

韓国において電子訴訟に関する立法が試みられたのは2004年からである。当時大法院は、民事・刑事訴訟等の一切の訴訟手続を合わせた「裁判手続における電子文書利用等に関する法律」試案を作成し法務部(韓国の法務省)に送付しており、法務部は2005年に「電子訴訟法制定実務委員会」を構成して上記試案を検討した結果、①インターネットを利用した訴訟手続運営の安定性を担保しうるほどの実証的研究が足りない点、②本人訴訟の場合に訴訟書類提出等の実際の訴訟実行を第三者が容易に行うことで弁護士代理の原則を潜脱するおそれある点、③電子文書を導入する場合には民事訴訟法、刑事訴訟法等の基本法を改正する形式が望ましいという点等の理由によって委員会を通過することができなかった。

以後、「督促手続における電子文書利用等に関する法律」が2006年に制定され、電子督促が施行されてオンラインを利用した手続の安定性を検証することが可能となり、2009.3.2.いわゆる「訴訟文書電子管理システム」が構築されて、電子的に訴訟書類を提出させて送達する実験をソウル中央地方法院の民事事件と特許法院の特許事件に限り実施した。このような実証的検討を経た後、大法院は2009年下半期に刑事訴訟を除外した残りの分野に適用されることを前提として、「民事訴訟等における電子文書利用等に関する法律」試案を法務部に送付し、法務部はこれを基礎として同法律制定委員会において法案を成案し立法予告及び法制処審議を経て、政府案として2009.12.30.国会に提出され、同法案が国会を通過して2010.3.24.制定・公布されたのである<sup>12</sup>。

このような立法過程を考察すると、電子訴訟の根拠法律に関して民事訴訟法等の基本法改正ではない特別法制定に方向を定めたことは、超高速インターネットとIT産業の発達、司法情報化の粘り強い発展によって電子訴訟システムを運用するのに十分な物的環境が既に造成された状態で、基本法改正を試みる過程にお

---

<sup>12</sup> 法制定の沿革に関しては、고려대학교 산학협력단, “전자민사소송에서 당사자의 절차적 권리보장에 관한 연구”, 법원행정처 정책연구용역 보고서(2009), 24-25면参照。

いて発生する時間的損失を最少化して、各手続別施行時期を法施行後一定期間に直ちに終えるように義務化することによって根拠法律の立法から電子訴訟の各手続別施行まで僅か5年(2010年から2015年)という短期間内に全ての事業を終えるようにするところに大きい寄与をした。それによって訴訟手続に関する国民と司法府の便益が大きく増進されたことは周知の事実である。

韓国より先立って2000年代初期から電子訴訟に備えた民事訴訟法改正を始めながらも未だ電子訴訟を完全な形態で施行できずにいるドイツと日本の例に照らしてみれば、特別法制定によって制度的根拠を早期に用意して以後5年間電子訴訟システム拡充に力をつくした韓国の決定は戦略的に合理的な選択であったと評価することができる。

しかし、電子訴訟が既に定着段階に入って民事本案事件のうち電子訴訟割合があらゆる事物管轄で80%を上回っており、今後その割合がさらに高まると展望される現時点においては、電子訴訟をそのまま特別法によって規律し続けるのかに関しては再検討する必要がある。既に電子訴訟が民事訴訟の主流となったから、紙媒体訴訟を前提に立法化された民事訴訟法は、実際の訴訟現実に対する規範力を十分に発揮できない状況になっており、かえって民訴電子文書法に規定された電子文書提出、電子的送達、電子記録化、電子証拠に対する証拠調べ等が民事訴訟の標準になってしまっている。一方で、電子証拠の証拠調べ方式に関しては、民事訴訟法と民訴電子文書法の各規定が相互に抵触する部分があり、いかなる法律を適用しなければならないのかに関して実務上混乱が生じている(この問題に関しては次項で詳しくみることにする)。訴訟書類の提出及び送達、弁論、証拠調べ、記録の閲覧及び保管等に関する民事訴訟法の規定は全て伝統的な訴訟方式を前提としたのであるから、いま民事訴訟の主流となった電子訴訟に関する規定が民事訴訟法の中核的な内容として統合されなければならない、それに合わせて、言い換えれば情報通信技術の発達と司法情報化の流れに符合する方向で民事訴訟法体系を変化させなければならない時点に至ったと考えられる。また、一方で、電子訴訟を民事訴訟法に統合して規律することが手続法体系の整合性を維持しながら立法政策的にも過剰立法の可能性を防止する道となると思われる。韓国より先立って電子訴訟を施行し又は施行を準備中である主要国が、電子訴訟関連規定を特別

法ではない民事訴訟に関する基本法に置こうと考えているのもそのような理由であらう。

### Ⅲ. 電子文書及び電子証拠関連法令の統一的規律

#### 1. 現行電子文書及び電子証拠関連法令の規定と問題点

##### イ. 民事訴訟法及び同規則

2002年民事訴訟法全部改正時に、証人尋問、鑑定、書証、検証、当事者尋問の5種類を除いた「その他の証拠」に関する第374条が新設された。この条項では、「図面・写真・録音テープ・コンピュータ用磁気ディスク、その他の情報を容れるために作られた物として文書でない証拠の調べに関する事項は、鑑定、書証、検証の規定に準じて大法院規則が定める」と規定した。この条項は、電子的に保存された情報にも適用される規定であり、法文自体からもみてわかるように情報自体が証拠となるのではなく情報が含まれている物、すなわち保存媒体を証拠として、その証拠調べに関する内容は既存の鑑定、書証、検証に関する証拠調べの方式を準用することとした。

上記条項の委任により、民事訴訟規則第120条乃至第122条が新設された。このうち第120条は保存媒体に保存された情報が「文字」情報である場合、電子的に保存された文字情報自体ではなく、これをプリントアウトした文書を提出することができるようにし、第121条は保存媒体に保存された情報が「音声又は映像」情報である場合、録音テープ等保存媒体を再生して検証するようにする一方、仮に、裁判所又は相手方が要求する場合には録音文書等を提出するようにした。一方、保存媒体に保存された「図面・写真」情報の場合には「文字」情報に関する規定を準用してプリントアウトした図面・写真を提出する方式を許容した。

上記各規則の解釈にあって、音声・映像情報の場合には保存媒体再生を通じた「検証」の方法によって証拠調べをするという点に異論がないが、文字情報の場合には出力文書の提出も許容される点でその証拠調べの方式が何であるのかという疑問が残る。学説上では電子的に保存された文字情報自体を書証の対象に文書としてみて証拠調べをしなければならないとする「書証説」、電子情報自体は可能文書でこれからプリントアウトした文書を生成文書とみて生成文書を書証の対象

にするとする「新書証説」、電子情報は文書ではないため検証の方法によって証拠調べをしなければならないとする「検証説」等の見解がある<sup>13</sup>。

実務においては、出力文書提出は保存媒体に対する証拠調べを簡易な方法で代替できるように許容したに過ぎず、出力文書自体が書証に該当しはしないという前提で、出力文書を調べた場合、これを「書証目録」でない「証人等目録」に記載して判決書に証拠として挙示するときにも「甲第○号証の記載」のような書証に関する表示方法ではなく、「出力文書調べ結果」とのみ表記する<sup>14</sup>。これは出力文書が保存媒体に対する検証に代わる道具に過ぎず証拠調べ対象は保存媒体であることを表わすという点で「検証説」に即した態度であるとみることができる。

#### ロ. 民訴電子文書法及び同規則

2010年に制定された電子訴訟の根拠法律である民訴電子文書法においては、コンピュータ等情報処理能力を有している装置によって電子的な形態によって作成され又は変換されて送信・受信又は保存される情報を「電子文書」と定義して(第2条第1号)、同法により作成・提出・送達・保存する電子文書は他の法律に特別な規定がある場合を除いて、第3条各号の法律(民事訴訟法は第3条第1号に該当)に定めた要件と手続による文書とみる。これによれば、電子的に作成された情報又はスキャン・デジタル複製等を通して電子的に変換された情報は、それが文字情報であるのか音声又は映像情報であるのかに関係なく全て電子文書に該当する。ここにいう電子文書には主張書面と証拠方法が全て含まれる。そして電子文書からは民事訴訟法に定めた要件と手続による文書と同一の効力を有するので、電子文書自体を文字情報と音声・映像情報の区分に関係なく全て書証に類似したものとみることができるようになった<sup>15</sup>。ハードコピーによる手続においては電子情報をモニター等装置を通じてみる場合、電子文書である原本自体を記録に編綴できないため検証によってみることもできなかったかも知れないが、電子文書による手続においては他の書類と同じように電子情報をモニターを通じて直接みて電子的に記録に綴じ

<sup>13</sup> 鄭東潤・庾炳賢・金慶旭, 민사소송법(제8판), 법문사(2020), 644면.

<sup>14</sup> 법원실무제요 민사소송[III], 법원행정처(2017), 1556면.

<sup>15</sup> 법원실무제요 민사소송[III], 법원행정처(2017), 1561면.

ることがあるため電子文書は書証の方法によって調べることが妥当である<sup>16</sup>。これに伴い、電子訴訟では電子文書が証拠方法であるならば文字情報であっても音声・映像情報であっても区分せず「書証等目録」に表示する。

一方、民訴電子文書法第13条によれば、電子文書のうち文字や記号、図面、写真等に関する情報に対する証拠調べは電子文書をモニター、スクリーンを通じて閲覧する方法によって(第1項第1号)、音声又は映像情報に対する証拠調べは電子文書を聴取し又は視聴する方法による(第1項第2号)。ただし、電子文書に対する証拠調べに関してはその性質に反しない限り民事訴訟法の鑑定、書証、検証の規定を準用するようにして(第2項)、同規則において同法第13条第1項に定めた方法以外に必要な場合、職権又は当事者の申立てにより検証又は鑑定の方法で証拠調べをすることができるようにしている(第32条第1項、第33条第1項)。電子文書の偽造・変造の有無又は作成時点等を明らかにしようとする場合には例外的に適用可能であると思われる。

また、民訴電子文書規則第34条は、証拠調べの特則として、電子文書に関する証拠調べは「主な弁論内容に関連した部分」に限定して可能であり(第1項)、裁判長等は証拠である電子文書のうち主な弁論内容に関連した部分を提出者に特定するように命じられるし(第2項)、証拠調べの請求人の相手方が事前に証拠である電子文書を閲覧・聴取・視聴することができた場合又は裁判所や証拠調べの請求人が期日において電子文書の主な内容を説明した場合には、証拠調べの請求人と相手方にこれに関する意見を述べるようにして証拠調べ手続の全部又は一部を省略することができることとした(第3項)。全ての電子証拠をもれなく閲覧・聴取・視聴すべきであるとすれば法定審理時間の不足を招くおそれがあるので、これを防止するための注意的規定である<sup>17</sup>。

#### ハ. 二元的規律による問題点

---

<sup>16</sup> 庾炳賢, “전자소송절차-전자소송 법안을 중심으로”, 민사소송(14권 2호), 한국민사소송법학회(2010), 214-215면.

<sup>17</sup> 咸允植, 앞의 글, 345면.

前述したように文字情報又は音声・映像情報が電子的に保存された場合、民事訴訟及び同規則は保存媒体を証拠方法にして検証を通じて証拠調べをすることを原則として、民訴電子文書法及び同規則は電子情報自体を証拠方法である電子文書として把握し書証に準じてモニターやスクリーンを通じて閲覧、聴取、視聴するようにしている。このように電子情報の証拠調べに関して二種類の方法が並存する状況になったところ、それによる解釈上、実務上の混乱が発生している。

すなわち、当事者双方が全て使用者登録と電子訴訟同意を経て電子訴訟システムを通じて電子文書を提出する場合には民訴電子文書法に定めた証拠調べ方法が適用されるというところに異論はない。しかし、一方当事者は電子訴訟同意をして電子文書を提出するが、相手方はそうでない場合にはどちら側の当事者が電子情報を提出するのにより証拠調べ方法が変わるのか、また、全国の裁判所の全ての民事法廷がコンピュータとビームプロジェクター、スクリーンを備えた電子法廷となったが、双方全てが紙媒体訴訟で進める場合には提出される電子情報を閲覧、聴取、視聴でない検証の方法のみで証拠調べをしなければならないのかなどの疑問が生じる。

この問題に関しては、①民事訴訟法は旧法であり民訴電子文書法は新法であるから新法がまず適用されるとする見解、②民事訴訟法は保存媒体を、民訴電子文書法は電子文書を証拠方法とするので電子情報が提出される形態により区分しなければならないとする見解、③民事訴訟法は紙媒体記録事件に、電子訴訟法は電子記録事件に適用されるとする見解等があり得るが<sup>1819</sup>、実務では未だ明確な基準

---

<sup>18</sup> 咸允植, 앞의 글, 340-341면.

<sup>19</sup> 私見としては、電子記録化の可否により証拠調べ方法を別にする③の見解が妥当であると考え。現行の実務をみると、一方が電子訴訟同意をして電子訴訟システムで電子文書を提出する等の理由により記録を電子化する場合に、その相手方が紙媒体又は情報保存媒体を提出しても裁判所事務官等がこれを電子文書に変換して司法電子署名をして電子訴訟システムに搭載しなければならない(民訴電子文書法第10条第2項)。この場合に、電子訴訟同意をせず情報保存媒体を提出した当事者の電子情報も電子記録ビューアーの書証等の目録を通じて裁判関係者らがいつでも確認できる状態に置かれることになる。また、たとえ当事者双方がすべて電子訴訟同意をしなかった場合でも、裁判長が電子記録化を命じた場合には、記録が電子化されるため、やはり記録ビューアーを通じて該当電子情報を閲覧できることとなる。これに対して、紙媒体訴訟の場合に提出された情報保存媒体は、紙媒体記録

を定めることができていないとみられる。

## 2. 制度的な改善方案

同一の電子情報の証拠調べ方法に関して民事訴訟法第374条と民訴電子文書法第13条が抵触する問題があるため、これを統一的に規律する方向で立法が成されなければならない。現在のように民事本件事件の80%以上が電子訴訟でなされている状況においては民訴電子文書法規定の旨に合わせて基本法である民事訴訟法及び同規則を改正するということが妥当であると考えられる。先にみたとおり、電子訴訟が民事訴訟の主流となった状況では手続的基本法としての規範力回復のためにも民事訴訟法に電子訴訟関連内容を統合しなければならないし、とりわけ電子証拠の問題に関しては実務上の混乱が生ずる可能性が大きいいため、電子証拠に関連した民事訴訟法第374条等改正問題と呼び水として民事訴訟法全般のIT化を検討する切っ掛けとすることもできると思われる。

ここで電子証拠関連民事訴訟法改正に関して、いくつかの提言を追加する。

第1に、音声・映像情報の場合には文書提出命令の対象とはならないとするのが現行大法院判例の立場である(대법원 2010. 7. 14.자 2009마2105 결정参照)。文書提出命令は書証の方法によって証拠調べをする文書に対してのみ可能であるが、映像情報等に関しては民事訴訟規則第121条による証拠調べ方法を検証と定めているため文書提出命令の対象とはならないということである。しかし、現在の民訴電子文書法では音声・映像情報を電子文書とみて証拠調べを書証の方法で行っている点、スマートフォン及びタブレットPC等の広範囲な普及により従前よりも音声・映像情報が量的、質的にも著しく増加したのにもかかわらず文書提出命令の対象から除外することはかえって実体的真実発見を妨げる結果となることがあり

---

とともに編綴することができず、紛失の危険等があるため該当情報保存媒体は紙媒体記録とは別に参与官等が民事保管物函に別途保管する(民事保管物管理に関する例規第2条、第3条、第5条第3項)。すなわち、記録とは分離した状態で別途保管されるため、電子記録とは異なり裁判官がいつでも任意にその内容を確認することが難しく、当事者も保管物は記録閲覧、複写の対象ではないためアクセスすることが難しい。したがって、訴訟記録が電子化されなかった場合には民事訴訟法及び同規則によって検証の方法によって証拠調べを実施して検証調書だけでも記録に残しておくことが適正な証拠調べ方法となり得る。

うる点等を勘案すれば、いまや民事訴訟法においても音声・映像情報を書証に準じて文書提出命令の対象に含めるようにすることが適正であろう。

第2に、現行民事訴訟法上の電子証拠に関する規律は、事実上、空白状態にあるといっても過言ではないほど粗略である。電子情報は、生成・保管・管理に時間と費用が少なく済むため、益々その比重が大きくならざるを得ない。現在の公共機関又は企業等ではほとんど全ての資料を電子的に生成・管理しており、諸個人もハードコピーよりも電子情報を好む傾向であるのが明確である。電子情報はハードコピー等の類型物と異なり媒体からの独立性、容量の膨大性、非可視性及び非可読性、流動性、ネットワーク関連性等の独自特性を有しているため既存の類型物証拠では想像すらできなかった問題が登場しており、今後もこの傾向は続くであろう<sup>20</sup>。民事訴訟法上の証拠関連規定を改正するならば、電子情報の特性により発生しうる多様な問題を規律するためには、既存の証人尋問、鑑定、書証、検証、当事者尋問とは独立した場で電子証拠に関する詳細な規定を置く必要がある。ここでは既存の証拠方法と区別される電子情報に対する証拠調べの請求やその方法のみならず電子情報の形式的証拠力、アニメーション及びシミュレーション等のマルチメディア資料の規律、電子情報の証拠開示等を含めて電子情報の固有な特性を反映するための根本的な検討が要求されると思われる。

第3に、韓国の民事訴訟では証拠を有している当事者が進んで証拠を提出しない限りその提出を強制する方法が殆どない。裁判所に文書提出命令申立てをして決定を受けても相手方がまともに応じない場合が大半であり、文書提出命令を受けた文書の一部だけを提出して残りは存在しないと回答したりもしている。そうすると文書提出命令を申立てをした側はこれ以上証拠を確保する方法がないこととなる。相手方がこのように対応する理由は文書を提出しない場合に訴訟で受ける不利益や制裁が殆どないためである。文書を提出しなければ勝訴の可能性が大きくなり、不提出に対する制裁も殆どないのに、果たして誰が誠実に文書を提出しようとするであろうか。このような理由によって不十分な証拠調べを経て言い

---

<sup>20</sup> 姜城洙, “전자정보의 증거조사 현황과 개선방안에 관한 기초 연구”, 사법정책연구원(2016), 241면.

渡された判決は実体的真実を反映することができない可能性が大きく、敗訴当事者は裁判結果に対して信頼することができなくなる<sup>21</sup>。特に、法人又は公共機関は多様且つ広範囲な資料を電子情報形態で蓄積・管理しているが、個人がこのような団体を対象に訴訟をしようとする場合、証拠方法として用いる電子情報の収集に困難を経験するほかはない。

韓国の司法府もこのような問題の深刻性を認識して、2015年大法院の傘下「事実審充実化司法制度改善委員会」において民事訴訟法上の文書提出命令の範囲拡大及び制裁強化等を骨子とする「文書提出命令制度」の改善と新しい制度として「訴え提起前証拠調べ手続」の導入を提案し、議員発議によって民事訴訟法改正案を国会に提出したが19代国会会期終了によって廃棄を余儀なくされたことがある<sup>22</sup>。

その必要性に照らして近い将来に必ず再立法を推進すべきであるが<sup>23</sup>、このときには電子文書中心の社会変化と電子訴訟の定着という時代的流れに合致するように電子情報の特性を忠実に反映した改正案を用意しなければならないであろう。米国はますます増加する電子情報関連証拠開始(e-discovery)に対する実効的規律のために、2006年と2015年FRCP改正を通じて電子的に保存された情報、すなわちESI(electronically stored information)に関する内容を追加したが<sup>24</sup>、この事をはじめとする海外法例に対する綿密な検討が先行することは当然である。

#### IV. 電子訴訟義務利用者の範囲拡大

---

<sup>21</sup> 金炯料, “새로운 법조양성체제하에서 미국식 디스커버리의 도입방안”, 법학평론 9권, 서울대학교 법학전문대학원(2019), 101-102면.

<sup>22</sup> この民事訴訟法改正案の改正案の具体的内容と解説については、金正宦, “효율적인 증거개시 수집을 위한 제도 개선방안에 관한 연구”, 사법정책연구원(2015), 144-196면参照。

<sup>23</sup> 21代韓国国会においては、趙應天議員等の発議によって19代国会において廃案されたものと同内容の民事訴訟法一部改正法律案が現在係留中である。

<sup>24</sup> 米国のe-discoveryの最近の動向に関する詳細な内容については、宋美暎, “미국 민사소송에서의 전자적 정보개시 제도 운용의 최근 동향에 관한 연구-2015년 개정 연방민사소송규칙 및 연방지방법원의 실무를 중심으로”, 외국사법연수논집 37권, 법원도서관(2018), 489면 이하; 崔允禎, “미국의 전자증거개시제도(E-discovery)에 관한 연구”, 외국사법연수논집 38권, 법원도서관(2019), 957면 이하参照。

## 1. 韓国の状況

民訴電子文書法は、原則的に当事者に訴訟手続において電子文書を利用するのか、ハードコピーを利用するのかに関する選択権を保障しているが(第5条第1項)、国、地方公共団体、その他にこれに準ずる者として大法院規則が定める者に対してはその意思と関係なく電子文書でのみ訴訟書類を提出し電子的送達を受けようように義務化している(法第11条第1項第3号、規則第9条)。国又は地方公共団体、これに準ずる者の場合には電子訴訟を迫行できる十分な能力と条件を備えているので電子訴訟の利用を強制しても憲法上の裁判請求権又は平等権を侵害する素地が少ないためである。

ここに該当する者には、国、地方公共団体、行政事件・特許事件に関わる行政省庁、人事訴訟・家事事件非訟(過料含む)事件に関わる検事、人事訴訟・家事事件に関わる地方公共団体の長、民事再生・破産事件の手続関係人、「公共機関の運営に関する法律」により指定された公共機関及び「地方公企業法」により設立された地方公社のうち法院行政処長(韓国の最高裁判所事務総局)が指定して電子訴訟ホームページに公告する機関等がある(規則第25条第1項各号)。これらの者はあらかじめ電子的送達又は通知を受けられるように使用者登録をしなければならず、使用者登録をしなかった場合、裁判長等はこれらの者を相手にした訴え提起時使用者登録をするように命じることができる(規則第25条第2項、第3項)。

## 2. 韓国以外の状況

米国では、2018年FRCP§5(d)(3)を改正し、「弁護士が代理する」当事者の場合、裁判所が正当な理由によって紙媒体書類の提出を許容し又は裁判所規則がそのような方式を許し又は要求する場合を除いては電子的方式の文書提出を義務化した。これは弁護士代理の場合に連邦裁判所の全ての審級において電子ファイリングを強制することによって電子訴訟のメリットを最大化する旨である<sup>25</sup>。しかし、本人訴訟の場合にはこれとは異なり裁判所命令又は裁判所規則によって電子

---

<sup>25</sup> [https://www.law.cornell.edu/rules/frcp/rule\\_5](https://www.law.cornell.edu/rules/frcp/rule_5)(2021. 8. 13. 最終確認)

的提出が許容され、裁判所命令又は裁判所規則が合理的な例外規定を置いて電子  
的提出を義務化した場合に限り電子ファイリングをするようにしている。

シンガポールでは弁護士が代理する場合のみならず本人訴訟の場合にも電子フ  
ァイリングを義務化している[Rules of Court, Order 63A §8(1)]。

ドイツの場合には、ZPO§130dが弁護士と官公庁又は公的業務を遂行する団体  
を含んだ公法人に対して訴訟書類の電子的提出を義務化しているが、この条項は  
2013.10.10.裁判所との電子的法律交流の促進のための法律(Gesetz zur Förderung  
des elektronischen Rechtsverkehrs mit den Gerichten) §26(7)により2022.1.1.か  
ら施行される予定である。

日本の法務省が2021.2.に公表した「民事訴訟法等の改正に関する中間試案」で  
は電子ファイリングに関して、1案に全ての当事者に電子文書提出を義務化するも  
のの訴訟代理人がない場合には電子訴訟を利用できないやむをえない事情がある  
ときに限り他の方式を許容する方案、2案では訴訟代理人がいる場合にのみ電子  
的提出を義務化する方案をそれぞれ提示している<sup>26</sup>。

### 3. 制度的な改善方案

コンピュータ等IT機器を扱うことができる能力や条件をそろえられない当事者  
に電子文書提出を義務化するならば、これは憲法上の裁判請求権や平等権を侵害  
する素地がある。しかし、他の一方で訴訟書類の受付と送達、記録の調製及び保  
管等の面で電子訴訟と紙媒体訴訟がずっと並存することは業務の効率性を阻害し  
司法費用の増加を招くため<sup>27</sup>、できる限り電子訴訟義務利用者の範囲を拡大するこ  
とがこのような不合理を最少化する結果を産む。

現在は、民訴電子文書法第11条第1項第3号により国、地方公共団体及びこれに  
準ずる者を電子訴訟義務利用者と定めて、規則第25条第1項によってその範囲を確  
定しているが、今後法令の改正を通じて電子訴訟義務利用者の範囲を拡大するこ  
とが必要であると考えられる。

---

<sup>26</sup> 法制審議会民事訴訟法(IT化関係)部会「民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する中間試案」  
(法務省、2021)1頁。

<sup>27</sup> 吳旻錫, 앞의 글, 40면.

そうであるならば、優先的に弁護士(弁護士法人、弁護士法人(有限)、弁護士組合などを含む)に対し電子訴訟利用を義務化する方を考慮しなければならない。前述したとおり、米国、シンガポール、ドイツ、日本等は、全て弁護士に対しては電子ファイリングを義務化し又は義務化する立法を準備中にある。弁護士は法律事務処理に必要な専門知識を備えたことを公認された者であるから、法令に定めたとおり電子訴訟を進行できる知識及び能力を具備したものとみなされ、弁護士業務遂行のためにはコンピュータをはじめとするIT機器の活用が一般的であるから電子訴訟利用を強制しても憲法上の裁判請求権又は平等権を侵害する素地はないといえよう。

また、同様の見地から訴訟当事者になる場合が相対的に多いだけでなく、電子訴訟を扱うのに十分な人的・物的基盤を備えているとみられる金融機関(訴訟促進等に関する特例法第20条の2第1項各号)や上場会社(商法第542条の2第1項)は電子訴訟義務利用者に指定しても問題はないと言える。

ただし、民訴電子文書法第11条第1項第3号は電子訴訟義務利用者を「国、地方公共団体、その他これに準ずる者として大法院規則が定めた者」と規定しているが、弁護士や金融機関、上場会社が国又は地方公共団体に準ずる者であるとみるには多少難しい点があるため、この条項を「国、地方公共団体、その他大法院規則が定める者」と改正して規則第25条第1項各号にこれらの者を追加する方が適切であると思われる。

## V. 電子訴訟に基づいたfast-trackの導入

韓国の電子訴訟は紙媒体訴訟に基づいた民事訴訟制度をほとんどそのまま電子訴訟システム環境に移植しただけで、デジタル情報に基づいた電子訴訟のメリットを最大化する別途の迅速救済手続(fast-track)を創設するには至らなかった。

しかし、現在の電子訴訟システムの下では電子記録を裁判官と裁判所職員、当事者と訴訟代理人、鑑定人、専門審理委員(韓国の専門委員)等の裁判に関わる人々全員が同時に共有できるだけでなく、オンラインを通じた連結によって空間的制約を飛び越えてどこにいても接続して裁判することができる物的基盤が用意された状態である。

ところで、2021.2.に発表された日本の「民事訴訟法改正に関する中間試案」においてはこのような電子訴訟の特性を反映した一種のfast-trackに該当する条項の新設を検討しており注目に値する。以下では、上記中間試案の該当規定を概観し、韓国の実務への導入可能性を検討しようと思う。

#### 1. 日本の「民事訴訟法等の改正に関する中間試案」の電子訴訟に基づくfast-track

日本の法務省が最近公表した「民事訴訟法等の改正に関する中間試案」においては、民事裁判手続のIT化を契機として裁判が公正且つ適正な手続においてより迅速になされるようにするため、訴訟手続の特則として「新たな訴訟手続」の立法を提案している。その内容は、以下のとおりである<sup>28</sup>。

1. 地方裁判所に通知アドレスの届出をした原告は、新たな訴訟手続による審理及び裁判を求めることができる。
2. 新たな訴訟手続による審理及び裁判を求める旨の申述は、第1回の口頭弁論の期日(第1回の口頭弁論の期日の前に弁論準備手続に付する決定をした場合にあっては、第1回の弁論準備手続期日。以下本項において同じ。)の終了時までにしなければならない。
3. 新たな訴訟手続においては、特別の事情がある場合を除き、第1回の口頭弁論の期日から6月以内に審理を終結しなければならない。
4. 証拠調べは、即時に取り調べることができる証拠に限りすることができる。
5. (1) 被告は、第1回の口頭弁論期日の終了時まで、訴訟を通常の手続に移行させる旨の申述をすることができる。  
(2) 訴訟は、(1)の申述があった時に、通常の手続に移行する。
6. (1)次に掲げる場合には、裁判所は、訴訟を通常の手続により審理及び裁判をする旨の決定をしなければならない。この決定に対しては、不服を申し立てることができない。

<sup>28</sup> 法制審議会民事訴訟法(IT化関係)部会「民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する中間試案」(法務省、2021)8～9頁。

- ア 公示送達によらなければ被告に対する最初にすべき口頭弁論の期日の呼出しをすることができないとき。
- イ 被告が第1回の口頭弁論の期日の終了後【10】日以内に通知アドレスの届出をしていないとき。
- ウ 新たな訴訟手続によって審理及び裁判をするのを相当でないと認めるとき。
- (2)訴訟が通常の手続において移行したときは、新たな訴訟手続のために既に指定した期日は、通常の手続のために指定したものとみなす。
- 7.(1)新たな訴訟手続の終局判決に対しては、控訴をすることができない。
- (2)新たな訴訟手続の終局判決に対しては、判決書の送達を受けた日から2週間の不変期間内に、その判決をした裁判所に異議を申し立てることができ<sup>る</sup>。ただし、その期間前に申し立てた異議の効力を妨げない。
- (3)民事訴訟法第358条から第360条までの規定は(2)の異議について準用する。
- (4)適法な異議があったときは、訴訟は、口頭弁論の終結前の程度に復する。この場合においては、通常の手続により審理及び裁判をする。

この方案によれば、電子訴訟を提起する原告が1回弁論期日終了前まで迅速救済手続を申し込んで被告が1回弁論期日終結前まで異議を提起しなければ、その訴訟の審理は1回弁論期日から6ヶ月内に終えなければならず、証拠は即時に調べることができるものに限定され、被告が異議提議以外に控訴は出来ず一審判決で事件が終結する。

日本では、従来仮の地位を定めるための仮処分と同じく簡易ながらも迅速な手続、すなわち正式弁論でない双方対審の尋問手続、証明ではない即時に調べることができる資料による疎明、形式的に完備した判決ではない争点を中心に判示した決定をする簡易な手続を民事本案訴訟に導入して紛争を迅速且つ効率的に解決しようという主張が提起されたことがあり<sup>29</sup>、現行日本民事訴訟法第5編手形及び

<sup>29</sup> 瀬木比呂志「仮の地位を定める仮処分(満足的仮処分)の特別訴訟化再論--その根拠、関連の立

小切手訴訟と第6編少額訴訟にも証拠方法の制限、控訴禁止などの規定は既に立法化されているが、これを新たに施行する電子訴訟にまで拡大しようとする試みであると思われる。

上記方案では、とりわけ、審理期間を第1回弁論期日から6ヶ月以内に制限したが、これは電子訴訟が紛争を早期に解決するのに役立つと予想したためである<sup>30</sup>。電子訴訟においては書面送達が短期間内になされるだけでなく即時に調べることができる証拠が一般民事訴訟と比べてはるかに多様化する。すなわち、電子訴訟システムの下では裁判官が現場に出向いて直接検証する代わりに検証する場所にドローン等を浮かべて現場の状況を法廷で生中継し、遠隔地に居る証人を映像裁判を通じて直ちに尋問することができるし、専門委員をオンラインに連結して争点に対する説明を聴く等<sup>31</sup>、迅速且つ簡易に弁論と証拠調べを行うことができる環境が造成される。

## 2. 制度的な改善方案

電子訴訟において、原告が迅速な救済手続を望み、被告が1回弁論期日終結時まで異議しなければ、審理期間を6ヶ月に限定して証拠方法を直ちに調べることができる証拠に制限して控訴を禁止する上記のような規律は、類似の法例がない韓国においては非常に粗野に感じられ得る。

しかし、観点を別にしてみれば、遠隔映像裁判が可能となって両当事者と裁判所が便利な時間に簡単に弁論期日を開け、現場検証や証人尋問も同じ方式でオンライン連結が可能で、電子記録化と電子的送達で裁判記録検討と送達に所要する

---

法論及び保全の審理対象論との関わり」判タ54巻1号(2003)4～24頁参照。

<sup>30</sup> 一方、日本において民事訴訟の処理遅延にともなう権利救済弱化に対する強力な社会的批判が提起されるにつれ、2003年「裁判の迅速化に関する法律」が制定された。最高裁判所が上記法律第8条によって2年毎に迅速化検証結果を公表している点も日本で民事裁判の迅速な進行を強調する理由の一つとして挙げられる。

<sup>31</sup> 日本の「民事訴訟法等の改正に関する中間試案」によれば、証人尋問、検証、裁判所外における証拠調べ等を映像又は音声送受信の方法によってすることができるようにして、専門委員の意見聴取も音声送受信の方法にできるようにしている。法制審議会民事訴訟法(IT化関係)部会「民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する中間試案」(法務省、2021)16～20頁参照。

時間まで短縮できる状況で審理期間を6ヶ月以内に限定して終局判決をすることで当事者に迅速な権利救済を付与するfast-trackの設計は、韓国においても完全に不可能なことではないであろう。

また、単審で終結する仲裁手続に対する産業界の需要・特に国際取引、商事、建築紛争等において・が引き続き存在するという点を勘案するならば、当事者が上訴権放棄を事前に合意して裁判所に単審裁判を求めることを制度化する方案も十分に考慮して考えることができるであろう。ただし、当事者が求める仲裁人を選定することができ、審理が非公開に進行されることも仲裁手続のメリットである一方で、裁判所の判決手続では仲裁のように担当裁判官を当事者が指定したり裁判の公開自体を禁止することはできない<sup>32</sup>。そうであるならば他のインセンティブ、例えば上記中間試案のように審理期間を6ヶ月に限定して手続の迅速を企図し、当該分野に専門性を有している経歴裁判官に事件を割り振る方法等を考えてみる事も可能であろう。

2019.12.31.を基準として韓国の裁判所の一審民事合議部裁判の事件平均処理期間が10年前に比べて2ヶ月以上増加して(7.6月→9.9月)、長期未決事件割合も2倍以上増加したし(2.1%→4.4%)、未済の状況は悪化の一途にあるという<sup>33</sup>。裁判の遅延による当事者の不便が加重される状況において電子訴訟の強みを最大限活用したfast-trackを設計することは国民の迅速な裁判を受ける権利を保障する適正な方法である。また、数十年間裁判所に勤めて専門分野に対して深い造詣を積み重ねたシニア裁判官が少額事件のみを専門的に担当処理するよりは国際取引、商事や建築等専門分野事件を受け持って単審で裁く方案もやはり考慮してみる方が良いと思

---

<sup>32</sup> 英国とスコットランドにおいては、主に商事紛争で現職裁判官が仲裁人として活動することが例外的に許容されている。これに対して、米国ではデラウェア州衡平法裁判所が裁判官に仲裁人として活動するのを許容したことがあったが、このことが米修正憲法第1条によって保障される裁判の公開原則を侵害するという論議があった。これに関するDelaware Coalition for Open Government v.Strine[733 F.3d 510(3d Cir.2013)]訴訟において衡平法裁判所裁判官の仲裁が実質的に訴訟に該当し、その非公開は憲法に違反するという判決が確定することによって、米国ではそれ以降現職裁判官による仲裁は許容されていない。この点に関する詳細な内容は、李在錫, “영국과 미국의 법관에 의한 중재 및 그 도입 가능성에 관한 연구”, 사법정책연구원(2015)参照。

<sup>33</sup> 「第一審民事合議部の長期未済事件が急激に増大した」, 법률신문(2020. 10. 29.付)。

われる。当事者が公開を願わない事件の場合には、非公開で開かれる弁論準備期日の続行を通じて十分な相互攻防及び書証提出の機会を付与して、弁論期日は証人尋問等集中証拠調べ期日として運営して1回で終結する方式も十分に可能である。裁判所は私人間の紛争に関し終局的・権威的判断を下す憲法機関であるが、同時に市民中心的観点から需要者が求める司法サービスを提供する責務を負う。未来の裁判所は法的紛争解決のために様々なオプションを提供する紛争解決センターの機能を遂行すべきであるので、そのような点で電子訴訟を活用したfast-trackの導入は肯定的に検討してみる必要がある代案の一つであると考ええる。

## VI. 遠隔映像裁判の活性化

「遠隔映像裁判」とは、「遠隔地にある訴訟関係人が確定した物理的空間に出席せずとも音声及び映像のリアルタイム双方向伝送技術を利用して、一定の意味ある陳述内容を伝達することによって訴訟関係人が法廷に出席したものと見做して進める裁判手続」として定義することができる<sup>34</sup>。これは裁判所内に設置された物理的空間である「法廷」だけで裁判を開けるという伝統的訴訟観念から離脱して情報通信技術を通じて法廷ではない遠隔地に位置した訴訟関係人の出席と弁論を実現する電子訴訟、具体的には電子法廷(e-courtroom)の発展的段階に該当する。

### 1. 韓国の状況

#### イ. 「遠隔映像裁判に関する特例法」の制定及び施行

韓国で最初に遠隔映像裁判を導入したのは、電子訴訟施行よりはるかに前の1995.12.6.法律第5004号として公布された「遠隔映像裁判に関する特例法」によってである。同法は、交通が不便な島嶼・山間僻地の住民が遠距離にいる法廷に直接出席せずとも裁判を受けられるようにすることによって司法サービスを拡充するための目的として制定されたのであり、その適用範囲は「民事少額事件等の市・郡裁判所管轄事件」であり(第3条)、遠隔映像裁判の許容理由は「当事者又は証人等の

---

<sup>34</sup> 桂仁國, “원격영상재판에 관한 연구-외국의 원격영상재판이용현황을 중심으로-”, 사법정책연구원(2016), 181면.

裁判関係人が交通の不便等により法廷に直接出席することが困難な場合」である(第2条)。このような場合、裁判関係人が直接裁判が開かれる市・郡裁判所の法廷に出席せずとも他の遠隔地法廷に出席して同映像及び音声送受信装置を通じて本来裁判が開かれる市・郡裁判所法廷に出席した状態である裁判官の主宰の下で相手方当事者と弁論することを予定した。

同法により1996.2.春川地方法院洪川郡法院と麟蹄・楊口郡法院、大邱地方法院慶州支院と大邱地方法院鬱陵登記所の間に映像会議システムが構築され、民事少額事件等に対する遠隔映像裁判が実施されたが、多額の施設運営費、装備の老朽化等の問題によって2001.4.システム運営が中断されて現在に至っている。

同法の施行は、当時としては非常に革新的な試みであったが時代を先取りした技術的限界及び社会的受容性の不足によって定着できないまま、事実上死文化された<sup>35</sup>。

#### ロ. 民事訴訟法第327条の2「ビデオ等の中継装置による証人尋問」等

2016.3.29.法律第14103号によって民事訴訟法が改正されて証人、鑑定人、鑑定証人に対する証拠調べ手続の利便性と効率性を企図して証人等を配慮するために情報通信技術を活用した遠隔映像尋問手続が導入された。これは大法院の傘下の「事実審充実化司法制度改善委員会」において2015.3.頃に「民事裁判においてビデオ等の中継装置を通じて証人、鑑定人を尋問することができる根拠法令を用意しなければならない」と建議し、これに伴い映像裁判導入が推進され立法化されたのである。

民事訴訟法第327条の2第1項は、証人が遠く離れたところ又は交通が不便なところに住んで居たり、その他の事情によって法廷に直接出席し難い場合(第1号)、証人の年齢、心身の状態等により法廷において当事者と対面して陳述すると心理的な負担によって精神の平穩を顕著に損なうおそれある場合(第2号)に、裁判所は当事者の意見を聴いてビデオ等の中継装置による中継施設を通じて尋問することが

---

<sup>35</sup> 金度勳, “재판상 영상회의시스템의 활용에 관한 소고”, 법학논총 제36집, 전남대학교 (2016), 117면.

できると規定する。そして、民事訴訟規則第95条の2第2項は、ビデオ等の中継装置による中継施設は裁判所中に設置するものの、必要であれば、裁判所の外の適当なところにも設置することができるとする。裁判所は、当事者の意見を聴取しなければならないが、当事者の同意を要せず合理的裁量により遠隔証人尋問実施可否を判断することができる。

鑑定人尋問の場合には、民事訴訟法第339条の3第1項、鑑定証人尋問の場合には同法第340条のただし書きによって鑑定人や鑑定証人が法廷に直接出席し難い特別な事情があり又は外国に居住する場合に遠隔尋問をすることができる。ただし、鑑定人尋問又は鑑定証人尋問には、「ビデオ等の中継装置による中継施設」のみならず「インターネット画像装置」を通じて尋問することができるが、「インターネット画像装置」は裁判所の管理・監督を要しないという点で「ビデオ等の中継装置による中継施設」と区別される。すなわち、証人尋問は信憑性判断を要するため、裁判所が管理・監督する遠隔地裁判所の法廷、裁判所に設置した裁判所の外の映像証言室のみにおいて映像証言が可能であり、その他の場所での映像証言は許容されない<sup>36</sup>。ただし、証人が病床にいる等によって法廷への出席が難しい場合又は外国との司法協調条約に基づいて映像伝送方式で証拠調べをする場合には、例外的に携帯用ビデオ中継装置等を利用した遠隔映像証言が可能である。しかし、鑑定人尋問又は鑑定証人尋問の場合には、裁判所の管理、監督を受けない空間において自身のウェブカメラ等を利用したインターネット画像装置にも遠隔尋問を許容する<sup>37</sup>。

ハ. 民事訴訟規則第70条第6項「インターネット画像装置を通じた弁論準備期日の進行」

2019.12.頃、最初に発生した新型コロナ禍が全世界へと伝播、感染して、韓国

---

<sup>36</sup> ただし、2021.7.23.国会本会議を通過した民事訴訟法改正案第327条の2によれば、証人尋問においても「ビデオ等の中継装置」のみならず「インターネット画像装置」も使用することができるように許容した。

<sup>37</sup> 権純亨, “코로나19 사태 후 국내의 영상재판에 관한 연구-민사소송규칙 제70조 제6항의 영상재판을 중심으로”, 2021년도 사법정보화(IT와 법관) 법관연수 자료, 7면.

の裁判所においても2020.3.頃から庁舎への立ち入り制限、裁判所休廷勧告、在宅勤務等の防疫措置が講じられた。このような災難的状况において国民の裁判を受ける権利を保障するために、遠隔映像裁判方式で弁論準備期日を開けるように2020.6.1.大法院規則第2900号によって民事訴訟規則第70条第6項が新設され同日施行された。

同条項によれば、裁判長等は当事者が法廷に直接出席し難い特別の事情があるときにはすべての当事者の同意を得てインターネット画像装置を利用して弁論準備期日を開くことができる。弁論準備期日は弁論期日とは異なり必ずしも法廷で開く必要がないため、裁判官は自身の選択により法廷でない尋問室、調停室、判事室等でも弁論準備期日を進めることができることとなった。

これに伴い、2020年の一年間に全国の裁判所において合計55件の弁論準備期日がインターネット画像装置を通じた映像通話方式によって進行された<sup>38</sup>。

一方、法院行政処は、上記民事訴訟規則改正以後である2021.4.29.に全国の裁判所のすべての裁判所に専用映像法廷を開設することによって、裁判官がZoom, Meetのような形態のテレビ会議プログラム(VidyoConnect)を通じて自宅や事務室等にある当事者及び訴訟代理人とテレビ会議方式によって弁論準備期日を開ける物的土台を用意した。

## 二. 民事訴訟法第287条の2「ビデオ等の中継装置等による期日」状況の新設

新型コロナ禍によるソーシャルディスタンスが続く状況において、議員立法として弁論期日においても遠隔映像裁判を許容する旨の民事訴訟法改正案が発議されて2021.7.23.国会本会議を通過し、同年8.17.公布されて同年11.18.施行を控えている。上記民事訴訟法改正により新設される第287条の2によれば、裁判長等は相当すると認めるときには当事者の申立てを受け又は同意を得て、ビデオ等の中継装置による中継施設を通じたりインターネット画像装置を利用して弁論準備期日又は尋問期日を開け(第1項)、交通の不便又はその他の事情によって当事者が法廷に直接出席し難いと認めるときには、当事者の申立てを受け又は同意を得て、ビ

---

<sup>38</sup> 權純亨, 앞의 글, 58면.

デオ等の中継装置による中継施設を通してインターネット画像装置を利用して弁論期日を開くことができる。この場合、裁判所は審理の公開に必要な措置を講じなければならない(第2項)。上記各条項に基づいて開かれた期日に対しては、民事訴訟法第327条の2第2項及び第3項が準用されるので(第3項)、当該期日に当事者が法廷に出席して弁論又は尋問がなされたと見做され、当該期日の手続と方法、その他必要な事項については大法院規則が定めることができる。

上記改正法によれば、弁論準備期日及び尋問期日は非公開で進めることが一般的であるから「裁判長が相当すると認定」しさえすれば当事者の申立て又は同意を得て遠隔映像裁判を進行することができるが、弁論期日は公開法廷で進行されることが原則であるため、その要件をもう少し厳格にし「交通の不便又はその他の事情で当事者が法廷に直接出席し難いと認めるとき」に当事者の申立又は同意を得て遠隔映像裁判を進められるようにした。双方すべての「当事者の申立て又は同意」を得るようにした点は、厳格な要件を設定したのと「ビデオ等の中継装置による中継施設」のみならず、「インターネット画像装置」を使えるようにしたことは法廷のみならず自宅や事務室での裁判出席も許諾する旨であるから、その許容範囲を拡げたものとして評価することができる。

他方、弁論期日は弁論準備期日又は尋問期日とは異なり裁判を公開することが原則であるから、遠隔映像裁判の場合にも弁論期日に関しては裁判公開の原則が維持されるように裁判所が必要な措置を講じる義務を課している(第287条の2第2項後文)。

## 2. 韓国以外の状況

英米法系に属する米国と大陸法系に属するドイツを中心に遠隔裁判に関する法的規律と現況を概観する。

### イ. 米国

米国民事裁判手続における遠隔映像裁判の認定根拠は、FRCP§43(a)にみいだすことができる。この条項は、「連邦法令、連邦証拠規則、民事訴訟規則、最高裁判所によって採択された他の規則が別途定めない限り、証人の証言は公開された法廷でなされなければならない。切迫した状況に正当な理由があり適切な保護手

段がある場合には、裁判所は他の場所においてリアルタイムで伝送する方法によって公開された法廷での証言を許可することができる」と規定して公開法廷に出席して証言することを原則とするものの、例外的に他の遠隔地における証言を許している。上記規程上の「切迫した状況」(compelling circumstances)、「正当な理由」(good cause)、「適切な保護手段」(with appropriate safeguards)の要件が具備された場合、当事者は遠隔映像裁判に出席することを同意し又は裁判所から証人を遠隔映像裁判が施行される法廷に出席することを強制する召喚状(subpoena)を発行されることによって、遠隔映像裁判手続を進めることができる。各州裁判所の次元では、FRCP§43(a)と類似の規定を置いて遠隔証言を許容している。

コロナ19パンデミックの発生で米国でも裁判官と当事者が法廷に出席する通常の裁判が不可能になるや直ちに陪審裁判を除いた裁判官による裁判に関しては上記条項に基づいて映像裁判がひろく活用された。ただし、連邦最高裁判所は、電話会議(telephone conference)方式を通じて口頭弁論を実施したのに反して、連邦控訴裁判所、ニューヨーク州裁判所、カリフォルニア州裁判所、テキサス州裁判所、フロリダ州裁判所等において遠隔映像裁判方式を活用している<sup>39</sup>。

一方、アメリカ修正憲法第1条によって認められる憲法上の公開裁判の原則と関連して、映像裁判過程を該当裁判所のホームページ又はユーチューブホームページ等を通してリアルタイムストリーミングする方式によって国民に公開することが一般的である。特にテキサス州では第一審裁判所及び裁判官に公式ユーチューブアカウントを提供して、テキサス州裁判所ストリーミングサービスホームページ(<http://streams.txcourts.gov/>)に裁判官の名前アルファベット順序でユーチューブアカウントを掲示する方式によって一般の人々の利便性を望む裁判官の裁判をリアルタイムストリーミングし又は既に登録された映像裁判を視聴するようにしている。

ロ. ドイツ

---

<sup>39</sup> コロナ19以降の米国の裁判所の遠隔映像裁判の詳細な現況については、權純亨, 앞의 글, 11-23면参照。

2001.7.27.ZPO改正によって§128aが新設されたところ、この規定によって当事者の同意の下に例外的に遠隔映像裁判が許されたが、以後2013年ZPO改正によって「当事者の同意」要件は削除され「当事者の申立て又は裁判所の職権」によって遠隔映像裁判を実施することができるようにした<sup>40</sup>。

ドイツの裁判所はコロナ19の状況で上記条項を根拠に映像裁判を活用しているが、証人尋問の他に弁論期日にも映像裁判が許容されて当事者の一方の申立て又は職権によっても可能である。

ただし、ドイツ裁判所組織法(Gerichtverfassungsgesetz) §169は、裁判公開及び原則的裁判録音・録画の禁止を規定しており、ZPO §128a(3)も映像裁判の録画、録音を禁止しているため、米国とは異なり映像裁判時に裁判官は必ず法廷に出席してテレビ会議プログラム等に接続して裁判を進め、一般の人々も法廷に直接出席することで映像裁判の傍聴が可能となっている。ドイツではこのような方式で裁判公開の原則を遵守している<sup>41</sup>。

### 3. 制度的な改善方案

#### イ. バーチャル裁判の導入

前述した遠隔映像裁判に関する特例法や民事訴訟法第327条の2「ビデオ等の中継装置による証人尋問」等では、裁判所の裁判官は必ず法廷に出席しなければならないが、交通の不便等によって法廷に直接出席することが難しい当事者又は証人は出席が容易な遠隔地素材裁判所の法廷に出てきて裁判所内に設置された「ビデオ等の中継装置」を通じて弁論又は証言することを遠隔映像裁判のモデルとして想

---

<sup>40</sup> ZPO §128a

①裁判所は、申立て又は職権で当事者、代理人及び補助者に口頭審理のうち他の場所においてその場所で審理手続を進めるように許可することができる。審理は該当場所と法廷に画像及び音声を通じて同時中継される。

②裁判所は、申立てによって証人、鑑定人、当事者に尋問を受ける間、他の場所にいることを許可することができる。尋問は該当場所と法廷に画像と音声を通じて同時中継される。第1項により、当事者、代理人及び補助者に他の場所にいることが許可される場合、尋問はこの場所にも中継される。

③中継は録画又は録音されない。同条第1項第1文及び第2項第1文の決定に対しては不服申立てはできない。

<sup>41</sup> 權純亨, 앞의 글, 29면.

定している。

しかし、新型コロナ19禍によって非対面裁判が避けられなくなり、弁論準備期日に非対面遠隔映像裁判を許容する民事訴訟規則第70条第6項が速やかに新設され、遂に2021.8.頃には弁論期日においても遠隔映像裁判を許容する民事訴訟法改正(第287条の2)が成立した。コロナ19パンデミック以後の上記の改正法令には、従来の遠隔映像裁判関連法令とは異なり裁判官等の裁判官関係者の法廷出席を前提とする制限が存在しない。換言すればコロナ19による民事訴訟法と規則の改正によって裁判官の法廷出席と当事者や証人の遠隔地法廷出席を前提とする「遠隔裁判」(remote trial)時代において裁判官と当事者、証人等の裁判官関係者全てが実際の物理的法廷に出席しなかった状態でオンライン上だけで存在するバーチャル法廷(virtual courtroom)に出席して弁論又は証言をすることができる「バーチャル裁判」(virtual trial)時代としての転換がなされた評価することができる。現状では、当事者、訴訟代理人、証人のみならず裁判を主宰する裁判官も裁判所内の法廷でない裁判官室、スマートワークセンター等のオンラインで映像及び音声伝送が可能なところならばどこでもオンラインバーチャル法廷に接続して裁判を進行できる時代が到来したのである<sup>42</sup>。

過去10年間に韓国の電子訴訟は世界のどの国と比べても後れをとらず高いレベルに達しており、唯一劣勢をみせている部分がまさに遠隔映像裁判であったが<sup>43</sup>、コロナ19パンデミックという災難状況からわずか2年とかからない短い期間内に民事裁判の全ての過程をバーチャル裁判として進めることができるように制度の変化を引き出したのである<sup>44</sup>。

---

<sup>42</sup> 權純亨, 앞의 글, 55면以下ではバーチャル裁判がもたらす肯定的な変化として法廷等の空間不足問題の解決、裁判官の在宅勤務許容による遠隔地への人の移動にともなう問題点解消、遠隔地管轄法院に裁判を受けに行かなければならない当事者と訴訟代理人の時間的・経済的不便の解消等が含まれている。

<sup>43</sup> 桂仁國, 앞의 글, 152면.

<sup>44</sup> コロナ19パンデミック以前には、遠隔映像裁判に関する技術的完全性の要請と効率的運営方式に議論が集中した。しかし、遠隔映像裁判は全く別個の新しい裁判手続ではなく、裁判手続において映像会議という特定の技術を利用することであり、既に進行中である電子訴訟発展段階の一環として把握しなければならない。既に裁判手続で使用中等である多様なICT手段

ただし、一つ惜しい点としては、先にみた米国及びドイツの法例では当事者の同意又は申立ての有無にかかわらず裁判所の職権によっても、バーチャル裁判を実施することができるようにしたが、韓国の民事訴訟法は弁論期日において「交通の不便又はその他の事情によって当事者が法廷に直接出席することが困難であると認めるとき」に「当事者の申立て又は同意」がある場合に限って実施が可能ないようにその要件を非常に厳格に規定したのである。以後、弁論期日等の映像裁判を施行する過程で実際に発生する問題点を検討して補完しなければならない課題であると考えられる。

#### ロ. 「裁判の公開原則」との関係

改正民事訴訟法第287条の2第2項では、弁論期日においても遠隔映像裁判を許容すると同時に裁判所に審理の公開のために必要な措置を講じる義務を課している。弁論期日は弁論準備期日や尋問期日とは異なり裁判を公開することが原則で、公開審理主義は憲法第109条によって司法府に課された憲法上の責務に該当するため、弁論期日が実際の法廷ではないオンライン上のバーチャル法廷で進行される場合においても、裁判所は適正な方式で一般国民が裁判状況を把握できるように措置を講じなければならない。

しかし、実には、どのような方式で、いかなる範囲において映像裁判の審理を公開するのかについてはかなり難しい問題となる。仮に、裁判官が実際の法廷に出席して成立する「遠隔裁判」であるならば、たとえ当事者又は証人が遠隔地において映像裁判に出席しても一般国民が法廷に直接出てきて裁判を傍聴することに特別な無理はなく、そのような方法でも公開裁判の原則が遵守されることができる(先にみたドイツの例と同じである)。

しかし、これとは異なり裁判官も実際の法廷に出席しないままオンライン上のバーチャル法廷だけで弁論期日が進行される場合には、どのように審理を公開す

---

が果たして完全無欠なものであるのかについて考えてみると、遠隔映像裁判もやはり技術的に完全無欠であるのが問題となるのみならず、どのようにすれば裁判手続として適法で便利に用いられることが可能であるのかという問題に議論が集中しなければならないと考える。桂仁國, 앞의 글, 14면参照。

るであろうか。これに関しては前述したテキサス州裁判所をはじめとする米国の裁判所の場合のように、ユーチューブチャンネルや電子訴訟ホームページをとおしてのストリーミング方式によって裁判動・映像及び音声をリアルタイム中継することを優先的に考慮することができ、このようなオンライン公開方式がオンライン上で成り立つバーチャル裁判公開の原型的な姿として理解することができる。しかし、一方で、このような方式は事実上「裁判の放送」に該当するところ、「裁判の放送」は裁判公開の原則や国民の知る権利の次元において肯定的な要素が大きいが、裁判関係人の個人情報及び私生活を侵害する憂慮が大きく、世論裁判に流れる可能性により裁判の独立を阻害するおそれもあるという点で慎重なアプローチが必要であるという反論も存在する<sup>4546</sup>。

さらに、規範的な面からみると、法院組織法(韓国の裁判所法)第59条では裁判長の許可のみを以て法廷撮影・中継放送が可能であると規定しているのに反して、大法院規則である「法廷傍聴及び撮影等に関する規則」では裁判長が許可したとしても「公判又は弁論の開始前や判決言渡し時」に限って中継放送が可能であるとその時期を制限しているため(第5条第1項第1号)、「法廷傍聴及び撮影等に関する規則」の該当条項を優先的に改正しなければならないであろう。

#### ハ. その他の課題

遠隔映像裁判を実施する場合、物理的法廷では発生しにくい問題、例えば裁判進行過程のプログラムに対するハッキング試みや通信障害を引き起こす行為、当事者又は証人本人でないことにも裁判所を欺罔し映像裁判に参加する行為、映像裁判内容を裁判長の許可なく録画・録音・編集する行為等があり得る。映像裁判開

---

<sup>45</sup> 代表的に、金泰亨, “재판방송의 가능성, 한계 및 구현방안-비교법적 고찰을 중심으로-”, 서울대학교 박사학위 논문(2017), 263면参照。재판 방송에 관한 상세한 내용은 廉皓峻, “재판 중계방송에 관한 연구”, 사법정책연구원(2017)参照。

<sup>46</sup> 權純亨, 앞의 글, 40-41면においては、ストリーミング方式で映像裁判をリアルタイム中継する場合、個人情報保護や裁判中継に関する既存の原則と衝突するおそれがあるので、これを解決するために①一定数の傍聴希望者に限ってリアルタイムストリーミングを許容する方式または②裁判所内に映像裁判視聴室を設置して傍聴を望む者が映像裁判視聴室を訪問して映像裁判を視聴する方式等を提案している。

始前の上述のような行為が禁じられることについて電子訴訟画面を通じて警告して、実際にそのような行為がある場合、事後的に過料、監置、その他の刑事的制裁手段を導入する方案も検討しなければならない課題である。

## Ⅶ. オンライン紛争解決(ODR)制度の導入

### 1. 「オンライン紛争解決(ODR)」の意味と特徴

オンライン紛争解決(Online dispute resolution、以下、「ODR」)とは、デジタルコミュニケーション手段等のICT技術を活用してオンライン上で紛争を解決する手続を総称する概念である<sup>47</sup>。ODRの概念範囲に関しては多くの論議があるが、概念が登場した初期にはADRをオンライン上で処理しようとする目的でODRが出發したため、「裁判所の固有な紛争解決である裁判手続を除いて」裁判所以外の紛争解決手続に限定してODRという用語を用いなければならないという見解が多く存在した。しかし、初めには電子商取引分野で始まったODRが公共領域に次第に拡張され、色々な国の裁判所又は法務部においてオンライン紛争解決手続を導入することとなるやいなや、文字どおり「オンライン」で処理する「紛争解決」手続であればODR概念に含まれるとする見解が益々増え、現在は裁判所等公共領域において主管する場合を含ませることが主流的立場である<sup>48</sup>。

ODRの特徴としては、第1に、紛争当事者の間にオンラインによる非対面的コミュニケーションがなされる、電子商取引とともに取引過程の匿名性と非対面性が維持されることを望む利用者の選好度が高い点、第2に、オフライン上の紛争解決手続と比べて費用が廉価で期日指定等による手続遅延の憂慮が少ない点、第3に、書類提出及び送達が迅速になされ物理的距離が克服され業務プロセスが単純化される等の手続的効率性が向上される点、第4に、裁判所の裁判と同じ公式的な紛争解決手続において感じられる緊張感や威圧感が減少する点を挙げる事ができる<sup>49</sup>。

---

<sup>47</sup> 全元烈, “법원 온라인재판(ODR)의 설계”, 법조 70권 1호(통권 745호), 법조협회(2021). 75면.

<sup>48</sup> 全元烈, 앞의 글, 79-80면.

<sup>49</sup> 桂仁國, “온라인 분쟁해결(ODR)에 관한 연구”, 사법정책연구원(2018), 45-50면.

## 2. 韓国以外の状況

### イ. 電子商取引とODR

草創期のODRは、2000年頃の米国の電子商取引業者であるeBayの「紛争解決センター」(Resolution Center)から発展し始めたというのが定説である。電子商取引においては少額の紛争が大量に発生し、迅速な解決を要するため、紛争の種類が定形的であるという特性を有する。現在も、eBayの「紛争解決センター」は年間6千万件以上の電子商取引関連事件を処理するが、この内の90%は自動化されたプロセスを通じてODRによって処理され、裁判所等の公的機関の介入を受けず私的履行によって終わられている。eBay紛争解決センターは、段階別に「問題の診断・自動化された交渉・調停又は仲裁」を経るが、ODRが推奨する当事者間の交渉と調停がまず行われ、その次の段階である仲裁は仮用した情報を総合して下される。eBayの紛争解決センターは、自己学習システムという点で特色を有するが、このプロセスは個別事件毎に個人化されたオーダーメイド型サービスを提供する。これが可能であるのは、第1に、eBayが保有する大規模データベースのおかげでビッグデータ分析を通じて個別紛争類型に合わせたODRシステムを設計できる点、第2に、あらゆる取引がeBay自らのプラットフォームで進行されるので、当事者が知っている情報と関係なく当該紛争と関連して正確な事実を把握できるという点に起因するという<sup>50</sup>。

### ロ. 公共ODRの拡大と裁判所ODR

初期に電子商取引のような私的領域で始まったODRは、コミュニケーションの効率性、低コストのようなメリットに着目され情報通信技術が汎用化され、公共部門の紛争解決においてその領域を拓げることとなった。特に、米国、カナダ等では租税不服申立て、交通罰金異義、少額金銭請求、賃貸借紛争等の解決方法としてODRが活用されたし、次第に離婚等の家事事件や軽微な刑事事件にまでその

---

<sup>50</sup> eBay紛争解決センターに関する詳細な内容については、全元烈, 앞의 글, 81-83면; 桂仁國, 주49)의 글, 95-97면参照。

範囲が拡張された<sup>51</sup>。

そして米国、英国、中国等では裁判所でも特定事件類型に関してODRを導入するに至った。ただし、現在の各国で実施される裁判所ODRは、チャットボット、オンライン調停、オンライン上の決定等を通じてあたかもゴールキーパーのように一次的に事件を処理する役割を担当するだけであり、当事者から裁判官による裁判を受ける機会を剥奪する形態で運営されてはいない<sup>52</sup>。

## ハ. 韓国以外の裁判所ODR

### (1) 英国のBriggs報告書

英国の大法官であるMichael Briggsは、2013年民事裁判制度の現代化検討に関する業務を引き受け、2016.7.に最終報告書を発刊したが、これを「Briggs報告書」(Briggs Report)という<sup>53</sup>。この報告書では、英国の民事裁判制度全般に対する分析とともに、いくつかの改善方案を提示するが、その内の第6章「The Online Court」では司法アクセス権向上のためのオンライン裁判所設置の問題を扱っている。

上記報告書では、オンライン裁判所に対して既に提起されてきた批判的見解に対する再反論の形式を通じてオンライン裁判所設置の必要性を強調するが、とりわけ2万5千ポンド<sup>54</sup>以下の少額訴訟を処理するオンライン裁判所を設置するべきであり、この裁判所においては紙媒体訴訟との並行を許容してはいけない旨、主張する。上記報告書は、オンライン裁判所の3段階手続を提案するが、第1段階は、「事件自動分類」段階として両当事者が行うシステムとの問答乃至は当事者が様

---

<sup>51</sup> 公共部門ODRの発展に関しては、全元烈, 앞의 글, 88-90면; 桂仁國, 주49)의 글, 99-101면 参照。

<sup>52</sup> 全元烈, 앞의 글, 91면. この論文において、裁判所ODRの三要素として①訴え乃至申立ての提出から手続を終結する結論を受けるときまで、オンラインのみで手続が進行されること、②裁判官又は裁判所職員の決定過程を助けるシステムではなく、当事者自ら紛争を解決することを助力するシステムであること、③裁判所が該当プログラムを掌理・運営することが挙げられている。

<sup>53</sup> <https://www.judiciary.uk/wp-content/uploads/2016/07/civil-courts-structure-review-final-report-jul-16-final-1.pdf>(2021. 8. 10. 最終アクセス)。

<sup>54</sup> 2021. 8. 10.基準として、韓国の金額として約4,000万ウォンに該当する。

式に合致するように作成・提出したオンライン文書によって請求を特定してシステムに事件を登録する段階、第2段階は「調停」段階として裁判所の担当職員の管理の下に当事者の間に調停を誘導する段階、第3段階は「決定」段階として前2段階を経ても結論が出なかった事件を裁判官に移管して法廷対面、オンライン対面、電話会議のうち適合した方法をとって裁判官の判断を受ける段階である。このような全3段階の手続は、上記報告書が想定するオンライン裁判所がODRの概念を積極的に受け容れていることをあらわす。

英国最高裁判所は、上記報告書を公式に採択して2021.11.30.を期限とする2件のオンライン裁判所テスト事業を進めている<sup>55</sup>。

## (2) 米国ユタ州裁判所のODRテスト実施

米国ユタ州司法委員会(Judicial Council)は、2016.6.に裁判官、弁護士等で構成されたオンライン紛争解決委員会(ODR Steering Committee)を発足してODR試験実施の有無を検討した後、2018.9.からカウンティ裁判所1ヶ所を定めて試験実施をし、2019.8.にはカウンティ裁判所1ヶ所を追加で指定して試験実施を進めた。

具体的な方式をみれば、試験実施裁判所に原告が少額訴訟を提起すれば、ひとまずODR手続に入ることとなり、ボランティアメンバーである事件管理者(facilitator)が当事者に手続と意見交換方式を助言して日程を指定する。事件管理者は、当事者に証拠又は事件解決案に関する意見を要請することができ、紛争解決のために相手方に伝達せず当事者の一方と意見交換をすることもできる。当事者らもリアルタイムメッセージサービスプログラムを利用して相互意見交換をすることができ、オンラインポータル(MyCase web portal)を利用して関連書類を提出して交換することができる。

このような手続を通じて当事者の間に合意が成立すれば、その合意内容を裁判所に報告して、仮に成立しなければ事件管理者はその事実を裁判所に通知した後、裁判所が審理期日を指定する。事件管理者は事件管理段階における当事者の

---

<sup>55</sup> Briggs報告書とオンライン裁判所試験実施に関する詳細な内容は、全元烈, 앞의 글, 96-101면参照。

立場を要約して裁判所に伝達するものの、事件管理段階に提出された書類は自動的に裁判所の事件記録に編入されないため両当事者は通常的方式によって証拠を再び提出しなければならない。1次試験実施において裁判所の審理は実際の法廷で進行され、2次試験実施ではオンライン法廷で進行されたが、2次試験実施においては事件管理者が準備書類を提出すれば裁判官はリアルタイム法廷審理が必要であるのか否かを検討した後、必要がない場合にはオンラインポータルを通じて提出された書類に基づいて電子的に判断することも可能とした。オンライン裁判期日が指定されると両当事者は事件管理段階で意見交換に用いたチャット空間ではなく、訴訟審理のための空間である訴訟文書(On the Record)チャット空間を通じて意見交換をすることができるし、裁判官は裁判を行った後にチャット空間で当事者に裁判に関して説明する<sup>56</sup>。

試験実施の結果、該当裁判所の受付事件のうち法廷弁論に達した事件数は従来の44%に減少し、1事件当たり裁判所職員の所要時間は45%で、終結までの時間は58%にそれぞれ減少したとされる<sup>57</sup>。

### (3) 中国杭州インターネット裁判所<sup>58</sup>

中国浙江省杭州市は、アリババ、アリペイ、タオバオなど電子商取引関連企業らの本社が位置した都市であり、電子商取引関連事件数が2013年の600件から2016年の1万件を上回るほどの爆発的な増加傾向をみせるやいなや、中国で最初に2017.8.18.インターネット裁判所を開設した。

杭州インターネット裁判所は、杭州市基層人民裁判所に管轄権が認められる第一審民事、行政事件のうち①インターネットショッピング、サービス、少額金融貸出し等の契約関連紛争、②インターネット著作権の帰属、侵害関連紛争、③イ

---

<sup>56</sup> 米国ユタ州裁判所のODR試験実施に関する詳細な内容は、李賢鍾，“인공지능시대의 민사소송-온라인분쟁해결 시스템의 도입을 중심으로-”，민사소송(25권 1호)，한국민사소송법학회(2021)，26-30면参照。

<sup>57</sup> JTC, Case Studies in ODR for Courts, v.2.0, (2020. 1. 28.) p.3(全元烈, 앞의 글, 95면에서 재 인용)

<sup>58</sup> 桂仁國, 註49の文章、159-183면の内容を要約・紹介した。

ンターネットを利用した他人の人格権侵害関連紛争、④インターネット購買物品の製造物責任関連紛争、⑤インターネットドメイン関連紛争、⑥インターネット行政管理で発生した行政紛争を集中的に管轄し、上級人民裁判所はその他インターネットに関連した民事、行政事件を杭州インターネット裁判所の管轄に指定することができる。

杭州インターネット裁判所は、インターネット関連紛争を非対面オンライン手続でのみ解決するが、訴訟手続は基本的に一般の裁判所と同一に訴え提起、入案(受理)、送達、調停、証拠提出、証拠意見提示、法廷審理、判決言渡しの段階を経る。ただし、非対面方式で進行される手続の特性上、身元確認、訴え提起と答弁、証拠提出と証拠意見提示、法廷審理等の各段階において訴訟行為が伝統的な訴訟手続と異なる方式で進行されるほかはないのであるが、これに対し関しては裁判所内規に該当する「杭州インターネット裁判所訴訟プラットフォーム審理規定」<sup>59</sup>に詳細な内容を規定して施行している。

上記審理規定第7条は、「オンラインによる訴訟前調停」という項目でODRに関し規律しているが、その内容は次のとおりである。「訴訟プラットフォームは調停前手続を用意している。関連事件に対しては調停管理人が調停人1人を配置して、当事者双方が訴訟プラットフォームの『オンライン調停』で自身の調停意向を入力し、調停人が調停を実施する。調停案に到達する場合に調停人がこれを整理した後に『調停情報』として書面でフィードバックを実施する。調停期間は通常15日としつつ、当事者双方の同意によって一定期間延長することができる。調停期間内に当事者双方が合意に至ることのできない場合には、該当事件が入案の確立及び審査の段階に入り、担当裁判官が該当事件に対して審査及び確認を実施する。」

杭州インターネット裁判所の場合。「訴訟前調停」という形態でODRを実施するのみならず調停が不調となった場合にも実際の法廷で弁論を開かずに遠隔映像裁判で非対面弁論を進めた後、判決言渡しをすることで訴訟手続の開始から終結までのすべての段階がオンライン上で成り立っている点にその特色がある。

---

<sup>59</sup> 審理規定の具体的な内容に関しては、桂仁國, 卞49)의 글, 164-166면参照。

### 3. 制度的な改善方案

前述したとおり、英国、米国、中国等ではたとえ試験実施段階であるといっても裁判所ODRを実施しているが、韓国はオンライン上で裁判を通した紛争解決手続である電子訴訟制度は既に定着段階に達したが、オンラインを利用した裁判以外の紛争解決手続であるODRに関しては未だ特別な試みが行われたことがないものとみられる。しかし、ODRはオンラインを通した低コスト、高効率の紛争解決方式であり、特に定形的な少額紛争においては導入の必要性が大きいと考えられる。2024年の完成を目指して韓国大法院が推進中の次世代電子訴訟システムにおいて「開かれた知能型裁判所」を目標に、独りで訴訟をする当事者の支援のための人工知能チャットボット機能、当事者が個人用IT機器を通じてバーチャル法廷に接続して裁判を受ける機能等を予定しているため、今後、ODR実施に理想的な環境が取り揃えられると展望される<sup>60</sup>。

韓国の裁判所でODRを実施する場合、プラットフォームにおいては既存の電子訴訟システムを利用しても特別な無理はないと思われ、ただ単に当事者相互間、裁判所と当事者の間にオンライン上のコミュニケーションが可能なようにチャットプログラム等を追加することが肝要となるであろう。

さらに大事な問題は、いかなる種類の事件にいかなる程度の範囲までODRを許容するのかという点である。海外事例に照らしてみると、電子商取引のような典型的な少額紛争から始めて徐々に事件類型を拡大していくことが望ましいと考えられる。少額事件の場合、迅速且つ訴訟経済の理念がより強調されるので、ODRが有するメリットを最大限発揮することができるであろう。最近、民事訴訟法改正において弁論期日でも当事者が同意する場合には法廷に出席せず遠隔地でオンラインを通した映像裁判を施行することが可能となったところ、少額事件では当事者が法廷に出席することが難しい事情をもう少し弾力的に解釈して、ODRを通した調停、和解が不成立とされる場合、敢えて当事者を法廷に出席させずに遠隔映像裁判による弁論期日運営によって迅速に判決を言い渡すことが当事者の意思や紛争の効率的解決に符合する方式であろう(最初から少額事件審判法に当事者欠

---

<sup>60</sup> 桂仁國, 주49)의 글, 194-196면.

席に関する要件を緩和するバーチャル裁判特例規定を置く方案も考慮することができると思われる)。また、裁判所ODRの活性化のためには米国ユタ州裁判所の場合とともに事前に反対意思を表明しない限り少額事件ではODRを必須的に経るようにする方式(いわゆる「opt-out」)を基本形とすることが可能であろう(このようになれば事実上少額電子訴訟において調停前置主義を採ることと同じ結果になることができる)。合わせて、今後人工知能(AI)による事件結果の早期予測が可能となるならば、これをODR過程で当事者に事前提供することで早期和解や調停を誘導する方案も考慮することも一案である。ただし、裁判所ODRではeBayの紛争解決センターとは異なり当事者間の交渉や調停を自動化されたプログラムに依存することがすぐに現実化されることが難しいと思われるところ、裁判所内のビッグデータ活用等でそれらプログラムが常用化されるときまで裁判所の常任調停委員や常勤調停委員、裁判所書記官等が当事者間の交渉を媒介して調停を進める役割を遂行できると考える。

## Ⅷ. AI(人工知能)の常用化に対する備え

### 1. 電子訴訟システムにおけるAI導入の可能性

最近、マシンラーニング等のアルゴリズムの発展とこれを後押しするコンピュータ演算装置の性能向上、大量のデータ蓄積を基に、AI分野が急速な発展を成し遂げていて、AIを基盤としたリーガルテック産業が登場し、未来にはAI裁判官が人間裁判官に代わるのではないかという懸念の念交じりの強い疑問が投げかけられている<sup>61</sup>。

実際に、2019年エストニア司法省は、訴えが7,000ユーロ以下の少額事件に対して判決を下す「ロボット判事」を開発するプロジェクトに着手したという記事が

---

<sup>61</sup> 英国のオックスフォード大学が2013年発表した「雇用の未来」報告書は人材がAIに代替される可能性を0と1の間の数字で表示したが(1に近いほど代替の可能性が大きい)、判事は0.40、弁護士は0.35としてそれぞれ評価された。一方、韓国雇用情報部員が2017年発刊した「4次産業革命未来働き口展望」報告書において、職務の種類と熟練度を基準として技術代替可能性を評価したが、弁護士、判事、検事等の法律専門家は高熟練非定型業務に該当し、技術代替の可能性が低いと評価されている。金東奎 외 4인, “4차 산업혁명 미래 일자리 전망”, 한국고용정보원(2017), 17면参照。

報道された。これによれば、同プロジェクトは契約紛争事件を対象に双方当事者が各種書類を電子訴訟システムにアップロードすればAIが判決を下して、これに対する異議を提起すれば人間の判事が再び裁判を行うようにする方式であるという<sup>62</sup>。

2024年完成を目標に開発中である韓国の次世代電子訴訟システムにもAIを活用したサービスが提供される予定であり、現在まで知らされている事柄としては「知能型統合検索」と「知能型訴訟手続案内」等がその対象となる。

ヨーロッパ評議会(Council of Europe)の傘下の司法効率のためのヨーロッパ委員会(European Commission for the Efficiency of Justice、以下、「CEPEJ」<sup>64</sup>)は、2018.12.3.の総会において「司法システムと司法環境におけるAI利用に関するヨーロッパ倫理憲章」(European Ethical Charter on the Use of Artificial Intelligence in Judicial Systems and Their Environment、以下、「AIヨーロッパ司法倫理憲章」)を公式採択して、AIヨーロッパ司法倫理憲章の5大原則及び深層研究結果を基に、ヨーロッパ司法システムにおけるAI知能技術の活用方案に関する法的・倫理的争点を考慮して、①活用が推奨される領域、②活用が可能であるが相当な方法論的注意が必要な領域、③追加的な科学研究以後活用の有無を考慮する領域、④きわめて制限的に活用の有無が考慮されなければならない領域に区分する勧告意見を提示した<sup>65</sup>。

同勧告意見によれば、上記①類型には先例検索改善及びデータ視覚化、司法アクセス権の向上、司法行政に関する戦略的ツールの創出が、上記②類型には類型別民事紛争結果に対する統計的分析、民事紛争における代替的紛争解決(ADR)の助

---

<sup>62</sup> <https://www.wired.com/story/can-ai-be-fair-judge-court-estonia-thinks-so/>[서울대학교 산학협력단(高鶴洙 외 6인), “사법부에서의 인공지능(AI) 활용방안”, 법원행정처 정책연구용역보고서(2020), 36면에서 재인용]

<sup>63</sup> 実際には、「ロボット判事」でなく郵便サービスを利用して被告が異議を申し立てなければ裁判所の決定の効力が生ずる程度であり、韓国の支給命令類似制度にすぎないという評価もある。서울대학교 산학협력단, 앞의 글, 36면参照。

<sup>64</sup> フランス語の名称である“Commission européenne pour l’efficacité de la justice”の略字である。

<sup>65</sup> 上記勧告意見に関する詳細な内容については、서울대학교 산학협력단, 앞의 글, 67-70면参照。

力、オンライン紛争解決(ODR)が、上記③類型には裁判官プロファイリングと裁判結果予測が、上記④類型には刑事手続において個人プロファイリングのためのアルゴリズム使用と裁判官に対する計量化された標準(quantity-based norm)の提供が各々該当する。

次世代電子訴訟システムで提供される「知能型統合検索」は上記①類型の先例検索改善及びデータ視覚化に、「知能型訴訟手続案内」もやはり①類型の司法アクセス権の向上に夫々該当する。「知能型統合検索」はマシンラーニング技法を自然語処理領域に活用することによって既存キーワード検索のデメリットを補完して検索性能を向上するためのものであり、このような方法を活用して法令、判例、論文等の資料を効果的に検索して簡単に把握できるように視覚化することは、利用者が法的判断を行う過程に十分な根拠を提供するためのもので判断の誤導等、誤った結果をもたらす可能性はそれほど高くはない。また、「知能型訴訟手続案内」は自然語処理技術を活用して法律について知悉していない利用者がチャットボット等を通じて司法手続に容易にアクセスできるように促進する役割を遂行する。

ただし、今後AI技術がさらに高度化され、下級審判決書等の公開がなされAI発展に必要な司法ビッグデータが円滑に提供されるとすれば、上記勧告意見の②～④類型に該当するAI基盤技術が電子訴訟システムの領域に入ってくる可能性はますます増加すると思われる。

## 2. 制度的な備えの方案

AI技術が比較的単純な法律資料検索や当事者に対する訴訟手続案内に適用されることを予定している現時点では、法律AI技術活用に備えた制度を整備することは若干尚早の感はある。未だ法律分野におけるAI活用に対する技術的、制度的研究が不足している韓国内の状況を考慮すれば、AIに対する制度的備えは徐々に中長期的にアプローチすることが妥当であると考えられる。

しかし、未来のある時点においてはAIが裁判官の判断に影響を与え得るリサーチ又は判決書の作成補助、ODR等の訴訟以外の紛争解決手続に関与する場合、一歩進んで裁判官の判断を一部代える状況をもたらすことがあるため、その前に司

法府のAI活用に関して原則となる規範乃至ガイドラインを設定する必要はあると思われる。具体的な原則があつてこそ法律AI技術の開発段階から法的・倫理的に許容されるのとされないのを明確に区分することができるためである。

これと関連して優先的に参考にする事項は、CEPEJが2018年採択したAIヨーロッパ司法倫理憲章の5大原則である<sup>66</sup>。5大原則を簡略にみると、第1に、「基本権尊重」の原則である。これはAIツール及びサービスの設計と採択が憲法上の基本権に符合しなければならないということの意味する。とりわけ裁判官に対するアクセス権と公正な裁判を受ける権利を侵害してはならない。第2に、「差別禁止」の原則である。司法府におけるAI活用が個人あるいは個人集団に対する差別を作出し又は強化してはならない。第3に、「品質及びセキュリティー」の原則である。司法的決定とデータの処理と関連して、検証された出处と無形データを学際間研究を通じて確立されたモデルによりセキュリティー装置が用意された技術環境で用いられなければならない。第4に、「透明性、不便・不当性、公正性」の原則である。データの処理方法をアクセス可能で且つ理解可能なようにし、外部監査を許容しなければならない。第5に、「利用者による統制」の原則である。事件解決にあつてAIの処方的アクセスを排除して、利用者が情報を有している行為者として選択の統制権を行使しなければならない。利用者は、事件がAI人工知能によって先行的に処理されたのかについて明確な情報を提供されるべきであり、このことに対する拒否権を有することによって裁判所から直接裁判を受ける権利を保障されなければならない。

その他にもいくつかの考慮事項を追加してみる。先に裁判所が司法手続においAI技術を活用しようとするならば、そのAI技術は効率性を若干犠牲にしても「説明の可能性」を確保しなければならない。AIのアルゴリズムが入力変数に対してどのように結論を下すのか不透明なことを、いわゆる「ブラックボックス(black box)」問題というが、マシンラーニング、特にディープラーニングを通じて生成されたアルゴリズムは内部的にどのように作用するのか分からないということが通

---

<sup>66</sup> AIヨーロッパ司法倫理憲章の5大原則に関する詳細な内容については、韓愛羅，“사법시스템과 사법환경에서의 인공지능 이용에 관한 유럽 윤리현장의 검토 - 민사사법절차에서의 인공지능 도입 논의와 관련하여-”, 저스티스 172권, 한국법학원(2019. 6.), 47-50면参照。

常である。しかし、裁判官が法的判断をすることにおいては論証の過程を必ず外部で把握できるようにしなければならない。そうしてこそ基本的に当事者と上級審裁判官を説得することができるのである。ところで、AIの判断結果に対する説明は、ただ利用者を説得するためにだけ必要なのではなく、説明によりAIが偏向していたり又は誤りがあるのかを探知することが可能で、技術専門家たちがAIモデルをさらによく理解して改善する端緒を提供するため、AIの司法的判断を信頼するに当たり必須要素となる<sup>67</sup>。

また、「アルゴリズムの偏向性」が発生しないように適合した学習データを選別しなければならない。AIは出力結果を自ら再び学習するマシンラーニングの方法によるが、最初の出力結果が偏向したのであればAIの偏向性は益々強化される危険がある。いくら中立的に作成されたプログラムであったとしても学習データが偏向しているならば、データに含まれた偏向性をそのまま踏襲する結果になるのであるから、裁判官の判断を補助する公正なAI開発のためには徹底した個人情報保護を前提に裁判所内部の判決においてデータに対するアクセスを許容しなければならないと思われる<sup>6869</sup>。

最後に、AIが高度化されてAIが裁判官に標準的結論を提示する段階に達するならば、裁判官がAIを通じて形成された標準化された結論に過度に依存することによって裁判官の最終的判断権限が損なわれ、裁判所の判決がマシンラーニングのデータで用いられた従来の他の判決の平均値として取りまとめることになる危険性が大きくなるリスクがある。これを防止するためには、「AIによる事件検討

---

<sup>67</sup> 高唯剛, “법률인공지능이 변화시킬 재판의 모습 - ‘인공지능 판사’의 기술적 대체가능성과 관련된 현황을 중심으로-”, 외국사법연수논집 40권, 법원도서관(2021), 24-25면.

<sup>68</sup> 高唯剛, 앞의 글, 25-26면.

<sup>69</sup> 2021. 4. 発表された 「EU人工知能法案制定のための提案書」(Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL LAYING DOWN ARTIFICIAL INTELLIGENCE ACT)においても、AIが高品質のデータを学習しなければ、正確性又は健全性の観点から適正な要求を従属させることはできないとする。また、AIが十分に透明で且つ説明可能であり、文書化されない限り、重要な手続的基本権(効果的な救済を受ける権利、公正な裁判を受ける権利)が侵害される可能性があることを警告している。 [https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:e0649735-a372-11eb-9585-01aa75ed71a1.0001.02/DOC\\_1&format=PDF](https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:e0649735-a372-11eb-9585-01aa75ed71a1.0001.02/DOC_1&format=PDF) p27.(38) (2021. 8. 31. 最終確認)

報告書」を弁論終結に先立ち当事者に提示して反論する機会を与えたり、AIによる事件検討とは別に裁判研究員等の法律専門家による独立的レビューを経るようにする補完策が用意されなければならないと考える<sup>70</sup>。

## IX. むすび

韓国の電子訴訟の施行過程を概観すると、あたかも一編のよく練られたシナリオをみているような感じがするときがある。2010.3.民訴電子文書法定、2010.4.特許電子訴訟実施、2011.5.民事電子訴訟の全国同時実施、2015.3.民事執行及び非訟手続電子訴訟実施に至るまで、あらかじめ法に定めておいた5年の期限内に刑事を除いたあらゆる分野の電子訴訟関連制度とシステムを構築やり遂げたことは、先進諸国の事例をみてもその類例を探すことが難しい。それだけ電子訴訟が根付くことができる丈夫なICT環境が構築されてきたし、とりわけ新しい技術に適応がはやい国民的特性も一役買ったであろう。

いまや電子訴訟が主流となった。韓国より先立って電子訴訟を施行していた国々に裁判官と職員を送りそれらの国々の制度とシステムを肩越しに見習うfast-follower戦略を駆使したが、10年が過ぎた今はそれらの国々と肩を並べて電子訴訟を先導するfirst-moverとなった。今後行く途は、他の国々も行くことが出来なかった新しい途となるだろう。

2024年次世代電子訴訟システム構築がその第一歩となると思われる。非常に革新的で使用者親和的な、最先端のシステムが創造されると展望している。ところで、惜しくも電子訴訟の制度的側面ではそのような姿を探すことが困難である。5年の期限内目標を成し遂げるために、僅か16箇条の条文によって拙速にまとめた特別法をそのまま維持しており、同法により伝統的な紙媒体訴訟に合わせて設計された民事訴訟法は訴訟現実に対する規範力を失いつつある。「新しい酒は新しい皮袋に盛れ」という諺のように、電子訴訟に似合う方向で、民事訴訟法を改正しなければならない時がきたのである。

世界的な流れに合流して、まさに電子訴訟を始めようとする日本が準備した民

---

<sup>70</sup> 韓愛羅, 앞의 글, 62-64면.

事訴訟法改正試案をみれば、電子訴訟の利点を最大限活用した新しいfast-trackを設計するなど電子訴訟をベースに民事訴訟全般を改革してみようとする強い意思が感じられる。

韓国においても、手遅れになる前に電子訴訟を基本値として民事訴訟法を改正し、新しいICT環境に合うように規範を再設計しなければならない。コロナ19パンデミックによって突然現実となった遠隔映像によるバーチャル裁判を積極的に活用できる基盤を用意して、少額事件は非対面・非接触時代に合致するようにオンラインを通じて解決することによって裁判の迅速と訴訟経済を企図する戦略が必要である。また、今後まき起こるAIの嵐に備えるために社会的合意に基づいた司法府のAI活用に関する原則を落ち着いて整える時期に至っている。

過ぎ去った10年を振り返り、来たる10年を楽しみにする。

#### 【訳者あとがき】

本稿は、成均館大学法学専門大学院及び韓国司法政策研究院招聘研究委員の全在教授が、2021年9月3日に行われた韓国司法政策研究院主催(共催:韓国民事訴訟法学会・韓国刑事訴訟法学会)シンポジウム「전자소송 10년, 회고와 전망(電子訴訟の10年、回顧と展望)」において報告された「민사전자소송의 성과와 전망 - 규범적 측면을 중심으로 -」を加筆修正された論説の和訳である(『民事訴訟』第25巻第3号(2021)1～62頁に所収)。本訳文が全在教授の主張されるところを誤ることなく伝えることができているとすれば、訳者の喜びこれに過ぎるものはない。翻訳を快く承諾下さったうえ、和訳に際してご指導・ご教示を惜しまれなかった全在教授に対して、この場をお借りし、あらためて心より御礼申し上げる。

【付記】本稿は、日本学術振興会科学研究費助成事業令和3年度(2021年度)研究助成基盤研究(C)JP21K01243「間接強制の弾力的活用と内在的限界-独・日・韓の発展的比較法研究-」による研究成果の一部である。

(2021年11月6日 脱稿)

-----

